

福祉都市委員会関係

保 健 福 祉 局
住 宅 都 市 局

1 保健福祉

(1) 社会福祉施設等 (令3.4.1現在) 障がい者福祉施設 (市立身体障がい者社会参加支援施設を除く。)

| 種別 | 設置主体 | 施設数 | 定員 |
|------------------------------|--------|-----|-------|
| 障がい者支援施設 障がい福祉サービス事業所 (注) | 国 | 1 | 70 |
| | 独立行政法人 | 1 | 131 |
| | 市 | 11 | 485 |
| | 社会福祉法人 | 70 | 2,564 |
| | 医療法人 | 2 | 60 |
| | NPO法人 | 54 | 1,311 |
| | 株式会社 | 89 | 1,731 |
| | 合同会社 | 23 | 465 |
| | 有限会社 | 5 | 103 |
| | 一般社団法人 | 23 | 450 |
| | 公益社団法人 | 1 | 20 |
| | 企業組合 | 1 | 8 |
| 地域活動支援センター I 型 | 社会福祉法人 | 7 | 登録制 |

(注) 障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスのうち通所及び入所によるサービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援)を提供する施設

市立身体障がい者社会参加支援施設

| 種別 | 施設名 | 所在地 | 設置年月 | 定員 |
|--------------------|----------------------------|-----------|--------|----|
| 身体障がい者 福祉センターA型 | 心身障がい福祉センター (あいあいセンター) | 中央区長浜一丁目 | 昭54. 5 | — |
| | 障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ) | 南区清水一丁目 | 昭59. 4 | — |
| 身体障がい者 福祉センターB型 | 南障がい者フレンドホーム | 南区清水一丁目 | 昭62. 5 | — |
| | 城南障がい者フレンドホーム | 城南区南片江二丁目 | 昭63.12 | — |
| | 東障がい者フレンドホーム | 東区松島三丁目 | 平 2.10 | — |
| | 早良障がい者フレンドホーム | 早良区百道浜一丁目 | 平 6. 4 | — |
| | 博多障がい者フレンドホーム | 博多区西月隈五丁目 | 平 8. 4 | — |
| | 西障がい者フレンドホーム | 西区内浜一丁目 | 平14. 4 | — |
| 視覚障がい者 情報提供施設 | 点字図書館 | 早良区百道浜三丁目 | 昭54. 5 | — |

老人福祉施設等

| 種別 | 設置主体 | 施設数 | 定員 |
|------------------|--------|-----|-------|
| 養護老人ホーム | 社会福祉法人 | 2 | 207 |
| 盲養護老人ホーム | 社会福祉法人 | 1 | 50 |
| 聴覚・言語障がい者養護老人ホーム | 社会福祉法人 | 1 | 50 |
| 特別養護老人ホーム | 社会福祉法人 | 87 | 6,063 |
| | 日本赤十字社 | 1 | 150 |
| 軽費老人ホームA型 | 社会福祉法人 | 2 | 200 |
| 軽費老人ホーム | 社会福祉法人 | 21 | 1,017 |
| 有料老人ホーム | 215施設 | | |
| 老人福祉センター | 市立 | 7 | — |
| 老人いこいの家 | 145校区 | | |
| 介護老人保健施設 | 社会福祉法人 | 2 | 440 |
| | 医療法人 | 23 | 2,083 |
| | 学校法人 | 1 | 85 |

その他の社会福祉施設

| 種別 | 施設名 | 設置主体 | 設置年月 | 定員 |
|--------------------|---------------------------|--------|--------|----|
| 救護施設 | 野の花 | 社会福祉法人 | 平29. 3 | 50 |
| 更生保護施設 | 福正会 | 更生保護法人 | 昭13. 4 | 20 |
| | 福岡弥生寮 | 〃 | 昭25.11 | 20 |
| | 梅香寮 | 〃 | 昭32. 3 | 20 |
| 無料低額宿泊所 | 抱樸館福岡 | 社会福祉法人 | 平22. 5 | 81 |
| 無料低額診療事業を行っている医療機関 | 福岡県済生会福岡総合病院 | 社会福祉法人 | 昭43.10 | — |
| | 福岡医療団 (千鳥橋病院外1病院、5診療所) | 公益社団法人 | 平14.10 | — |

(2) 主な福祉機関・施設

市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）

| | |
|-----------|--|
| 所在地 | 中央区荒戸三丁目3-39 |
| 開設 | 平成10年2月 |
| 規模 | 敷地面積3,563㎡ 延床面積16,470㎡ 地上7階地下2階建 |
| 事業内容 | 介護実習普及センター、ボランティアルーム、会議室、福祉図書・情報室、福祉団体事務室、ホール等 |
| 令和2年度受付状況 | 利用者 延131,597人 |

障がい者就労支援センター

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 中央区長浜三丁目11-3 (4階) |
| 開設 | 平成15年4月 |
| 規模 | 延床面積 242.05㎡ |
| 事業内容 | 障がい者の民間企業等への就職促進のため、本人・家族・企業や関係機関等のネットワークの中心となり、個々の障がい者に対する適切かつ総合的な支援を行う。 |
| 令和2年度受付状況 | 支援者429人 (令和3年3月末) 就職者68人 |

障がい者更生相談所

| | |
|-----------|--|
| 所在地 | 中央区長浜一丁目2-8 (5階) |
| 開設 | 身障 昭和54年5月 知障 平成5年4月 |
| 規模 | 延床面積 801.55㎡ |
| 事業内容 | 身体障がい者・知的障がい者に関する相談、指導並びに医学的、心理学的、職能的判定に関すること等 |
| 令和2年度受付状況 | 身障者分 相談2,781件 判定2,776件 知障者分 相談1,210件 判定952件 |

障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)

| | |
|-----------|---|
| 所在地 | 南区清水一丁目17-15 |
| 開設 | 昭和59年4月 |
| 規模 | 敷地面積 6,343㎡ 延床面積 4,666㎡ 地上2階地下1階建 |
| 事業内容 | スポーツボランティア養成、レクリエーション教室、スポーツ教室、健康増進教室、スポーツ医療相談等 |
| 令和2年度受付状況 | 利用者 延50,194人 |

(3) 福岡市福祉のまちづくり条例〔平成10年4月施行〕

〔施行規則 平成11年4月施行、令和2年4月改正施行〕

高齢者や障がいのある人、子ども連れの方をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを積極的に進めるため制定

(4) 福岡市保健福祉総合計画

保健・医療・福祉の各分野をつなぐ基本の理念と施策の方向性を示すものとして、令和3年8月に改定

(5) 「福岡100」の推進

平成29年3月に策定した「福岡市健康先進都市戦略」の理念に基づき、人生100年時代に向けて、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らしていくことができる社会の実現を目指すプロジェクトを推進

(6) **福岡市バリアフリー基本計画**〔平成25年4月策定〕

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に施設や公共交通機関を利用し、移動しやすいまちづくりを進めるため、ハード・ソフト一体の総合的なバリアフリー化における推進の方向性を示すものとして策定

(7) **健康日本21福岡市計画**〔平成25年6月策定〕

健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防・重症化予防、ライフステージに応じた健康づくり等を基本方針に、市民が自主的な健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めていく。

(8) **保健福祉センター**

平成13年4月に各区の保健所と福祉事務所を統合して設置。市民に一番身近な保健・福祉の相談窓口の役割を果たしている。平成26年4月に権限・機能の一元化を行う。

(9) **保健福祉総合相談窓口**

少子高齢化が一層進むなか、増大・多様化するニーズに的確に対応するため、各区保健福祉センターの各課が連携し「保健福祉総合相談窓口」として保健・福祉に関する相談を総合的に受ける。

(10) **地域保健福祉振興基金**〔平成17年4月設置〕

地域保健福祉活動の振興を図り、すべての市民が安心して生活することができるまちづくりに資するため基金を設置。運用益を利用し各種事業に助成

積立額 16億2,281万円（令和3年4月1日現在）

助成事業 ふれあいネットワーク、ふれあいサロン、
ふれあいランチ、校区広報紙発行

(11) 生活困窮者自立支援法関係

福岡市生活自立支援センター、福岡市生活自立支援センター分室
生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う。

所在地 中央区天神一丁目4-2 エルガーラオフィス棟7階
(分室) 中央区春吉三丁目21-18 GEST25ビル2階

(12) 生活保護

保護の基準 (令和3年4月1日現在)

標準3人世帯(男33歳、女29歳、子4歳)

生活扶助152,120円、住宅扶助47,000円以内

保護状況

| 区分 | | 令和元年度月平均 | 令和2年度月平均 |
|-----------|----|----------|----------|
| 被保護 実数 | 世帯 | 33,570 | 33,648 |
| | 人員 | 42,897 | 42,591 |
| 保護率(%) | | 26.93 | 26.57 |

(13) 保健事業の概要

健康教育・健康相談

| 対象者 | 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|----------------|--|-----------------------------|
| 40歳以上 65歳未満 | 健康教育：保健福祉センター(保健所)等で健康教室等を開催(無料) | 教育 延 9,314人 相談 延 35,980人 |
| | 健康相談：保健福祉センター(保健所)等で健康相談等を開催(無料) ※平成18年度から65歳以上は介護保険法に基づき実施 | |

訪問指導

| 対象者 | 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|-------------------------------------|---|----------|
| 40歳以上65歳未満で療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族 | 保健師、訪問指導員等が訪問し、保健指導を行う。(無料) ※平成18年度から65歳以上は介護保険法に基づき実施 | 延 53人 |

健康診査

| 事業名 | 対象者 | 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|-----------|--|--|--|
| 特定健診 | 40歳～74歳の国民健康保険被保険者 | 委託医療機関・保健福祉センター等で実施 身長・体重・腹囲・血圧測定・尿検査・血液検査・問診等 自己負担500円（市県民税非課税世帯、40歳、50歳、満70歳以上は無料） | 50,744人 |
| 後期高齢者健康診査 | 後期高齢者医療被保険者（75歳以上及び65歳～74歳で一定の障がいの認定を受けた人） | 委託医療機関で実施 身長・体重・血圧測定・尿検査・血液検査・問診等 自己負担500円（減免制度なし） | ※実施主体は福岡県後期高齢者医療広域連合 |
| 胃がん検診 | 40歳以上 （胃透視検査） ※検診車でを行う検診は69歳まで | 各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施（600円）、委託医療機関で実施（1,800円） | 23,423人 |
| | 50歳以上 （偶数年齢時） （胃内視鏡検査） | 健康づくりサポートセンター、委託医療機関等で実施（1,800円） | |
| 大腸がん検診 | 40歳以上 | 各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター、委託医療機関等で実施（500円） | （市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、満70歳以上は無料） 30,778人 |
| 子宮頸がん検診 | 20歳以上の女性 2年度に1回 | 各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施（400円） 委託医療機関で実施（1,200円） | 48,640人 |
| 乳がん検診 | 40歳以上の女性 （マンモグラフィ検診） 2年度に1回 | 各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施 40歳代（1,300円） 50歳以上（1,000円） | 16,390人 |
| | | 委託医療機関で実施 40歳代（1,500円） 50歳以上（1,200円） | |
| 肺がん検診 | 40歳以上 65歳未満 | 各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施 X線フィルム撮影（500円） ※50歳以上のハイリスク者のみ喀痰細胞診検査（700円） | （市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は無料） 5,281人 |
| 結核・肺がん検診 | 65歳以上 | 各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施 X線フィルム撮影（無料） ※ハイリスク者のみ喀痰細胞診検査（700円） | 5,574人 |

| 事業名 | 対象者 | 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|-----------|--|---|----------|
| 前立腺がん検診 | 55歳以上の男性 | 委託医療機関で10月と2月に実施(1,000円) (市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、満70歳以上は無料) | 15,528人 |
| 胃がんリスク検査 | 35歳、40歳 | 各区保健福祉センター(保健所)、健康づくりサポートセンター、委託医療機関等で実施(1,000円) (市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は無料) | 3,773人 |
| 生活習慣病予防健診 | 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者のうち、医療保険未加入の40歳以上 | 委託医療機関で実施 問診、身体測定、血圧測定・尿検査・血液検査等(無料) | 303人 |
| よかドック30 | 30歳～39歳 | 委託医療機関、健康づくりサポートセンターで実施 身長・体重・胸囲・血圧測定・尿検査・血液検査・問診等 自己負担500円(市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は無料) | 3,162人 |
| 骨粗鬆症検査 | 40歳以上 | 各区保健福祉センター(保健所)、健康づくりサポートセンターで実施(500円) (市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、満70歳以上は無料) | 3,717人 |

(14) 健康づくり対策 健康づくり普及啓発

| 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|--|-------------|
| 地域健康づくり事業 ・各区保健福祉センター(保健所)で実施 ・福岡市健康づくり月間(10月) | 参加 延 1,901人 |

ヘルシースクール

| 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|-----------------------------------|----------|
| 食事、運動、休養の個別健康相談会を健康づくりサポートセンターで実施 | 参加 74人 |

喫煙対策の推進

未成年の喫煙を防止するため、市立小学校における喫煙防止教育をはじめ、健康づくりサポートセンターにおける禁煙教室、保健福祉センターにおける健康教室、福岡市たばこ対策情報サイトによる啓発、5月31日の世界禁煙デーにあわせた啓発を実施

さらに、改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の取組みを推進する。

健康日本21福岡市計画の推進

市民の健康づくりの行動指針である「健康日本21福岡市計画」の普及・啓発や、歩く健康づくりの取り組みなどを行い、計画を推進する。

歯科健診

| 事業名 | 対象者 | 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|--------------|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 妊婦 歯科健診 | 妊婦 | むし歯・歯周疾患の予防のため、委託歯科医療機関で実施 | 4,789人 |
| 産婦 歯科健診 | 産後1年 以内の人 | むし歯・歯周疾患の予防のため、委託歯科医療機関で実施 | 実績なし ※令和3年7月より事業開始 |
| 妊婦歯科 保健指導 | 妊婦 | マタニティースクールの際、歯科衛生士による保健指導を実施 | 419人 |
| 乳幼児 歯科健診 | 幼稚園児 保育園(所)児 | 幼稚園、保育園(所)で歯科健診を実施 | 50,358人 |
| 障がい児 歯科健診 | 就学前の 障がい児 | かかりつけ歯科医を持つことを目的に、委託歯科医療機関で実施 | 8人 |
| 歯科節目 健診 | 35・40・50・ 60・70歳の人 | 歯周疾患の予防のため、委託歯科医療機関で実施 (700円) | 1,979人 |

(15) その他の保健衛生対策の概要 (主要なもの)

地域保健師活動

校区、保健福祉センター(保健所)で健康保持増進、疾病予防等地域住民の健康問題について指導援助する。

従事保健師数(令和3年度) 85人

エイズ対策

エイズに関する相談・検査を保健福祉センター(保健所)で実施し、正しい知識・行動の普及啓発、感染防止を図る。

エイズ検査は各区週1回実施(無料・匿名)

利用状況(令和2年度) 相談 899件、検査 1,460件

精神保健対策

| 事業名 | 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|----------------|---|------------------|
| 精神保健相談 | 精神疾患の早期発見・治療等を図るため保健福祉センター(保健所)で各区月2回専門医による相談等を実施 | 延 104,983件 |
| アルコール 保健相談 | 酒害に関する相談と社会復帰などに関する専門相談等を精神保健福祉センターで月4回実施 | 延 122件 |
| 精神障がい者 家族講座 | 精神障がいに対する家族の理解を深めるとともに、家族の支援力を高めることにより精神障がい者の社会復帰を促進する。 | 参加 延 29回 216人 |
| うつ病 予防教室 | 各区保健福祉センター及び公民館等でうつ病予防教室等を開催する。 | 参加 延 33回 441人 |

難病対策

| 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|--|----------------------|
| 難病患者等の不安軽減や疾病理解のため、難病講演会、患者交流会を行うなど在宅療養の支援を図る。 | 難病講演会32回 参加 延407人 |

アレルギー疾患対策

| 事業内容 | 令和2年度実績等 |
|--|----------|
| アトピー性皮膚炎について困っている人などを対象として、九州大学皮膚科と共催のアトピー性皮膚炎相談会等を行う。 | 中止 |

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、医療・介護施設従事者等や感染拡大の兆しがみられる地域関係者へのスクリーニング検査、高齢者を対象とした検査費用助成など検査体制の充実、感染状況に応じた広報・啓発活動に取り組む。

また、福岡県や医療機関との入院等の調整・移送、やむを得ず自宅待機する人への生活支援セットの配布等の陽性者への対応のほか、病床や宿泊療養施設の確保に向け、福岡県と連携・協力して取り組む。

新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、市民にワクチン接種を行う。

(16) 健康づくりサポートセンター〔平成25年4月名称変更〕

所在地 中央区舞鶴二丁目5-1（あいれふ内）

事業内容 健康づくり、生活習慣病予防相談、普及・啓発、各種講座・教室実施、総合健診、糖尿病重症化予防事業等
施設内容 ホール等、研修室等、展示室、健診・検査室、健康運動室

健康づくりサポートセンター等複合施設（あいれふ）〔平成6年12月開設〕

施設内容 健康づくりサポートセンター、中央区保健福祉センター（保健所）、消費生活センター、人権啓発センター、精神保健福祉センター

規模 敷地 3,117.06㎡、延床 18,195.98㎡、地上10階・地下2階

(17) 精神保健福祉センター〔平成12年11月開設〕

精神保健福祉の専門的・中核的施設（精神保健福祉の知識の普及、精神障がい者の社会復帰、ひきこもり及び依存症の支援、発達障がい及び性同一性障がいの相談、自殺対策、関係機関への技術支援）

所在地 中央区舞鶴二丁目5-1（あいれふ内）

相談事業の実施状況（令和2年度）

相談件数延3,557人（面接155人、電話3,402人）

(18) 動物愛護管理センター〔平成24年4月名称変更〕

東部動物愛護管理センター（愛称：あにまるぼーと）

〔昭和54年4月開設、平成24年4月東部動物管理センターより名称変更〕

事業内容 犬の登録・狂犬病予防注射、犬の苦情相談、放浪犬の捕獲、飼い主不明負傷犬猫の保護収容、飼えなくなった犬猫の引き取り、動物取扱業の登録、特定動物の飼養保管許可

家庭動物啓発センター（愛称：ふくおかどうぶつ相談室）

〔昭和57年4月開設、平成23年4月西部動物管理センターより名称変更〕

事業内容 家庭動物飼育等の相談、猫の苦情相談、適正飼育の啓発・情報発信、地域猫活動の相談受付・支援、動物関係団体との共働の拠点、小学校等での動物愛護事業

(19) 葬祭場〔平成17年10月開設〕

所在地 南区桧原六丁目1-1

施設内容 火葬炉25基、胞衣炉1基

管理運営 (公財)ふくおか環境財団(指定管理者)

(20) 急患診療所等運営事業

運営 一般社団法人福岡市医師会(指定管理者)、一般社団法人福岡市歯科医師会に委託

令和3年度委託料 18億1,586万円

急患診療センター

所在地 早良区百道浜一丁目6-9

| 診察科目 | 診察時間 | 診療件数(令和2年度) |
|--------------|------------------------------------|---|
| 内 科 小 児 科 | 月～金 19時30分～翌朝7時 | 合計 27,756人 休日 13,893人 土曜 3,383人 盆 292人 年末年始 1,505人 平日 8,683人 |
| | 土曜・盆 19時～翌朝8時 (小児科の土曜は17時～翌朝8時) | |
| | 日曜・祝日、年末年始 9時～翌朝8時 | |
| 外 産 婦 人 科 | 日曜・祝日、年末年始 9時～翌朝8時 | |
| 眼 耳 鼻 咽 喉 科 | 日曜・祝日、年末年始 9時～24時 | |

急患診療所

所在地 中央・早良区を除く各区保健福祉センター(保健所)

| 診察科目 | 診察時間 | 診療件数(令和2年度) |
|------------|---|--|
| 内 科 小児科 | 東、南 日曜・祝日 9時～17時 年末年始 9時～24時 | 合計 647人 東 167人 博多 99人 南 223人 城南 81人 西 77人 |
| 内 科 | 博多、城南、西 日曜・祝日 9時～17時 (西のみ 年末年始9時～24時) | |

歯科急患診療所 所在地 中央区大名一丁目12-43

| 診療科目 | 診 察 時 間 | 診療件数（令和2年度） | | | |
|------|------------------------------------|-------------|------|-----|------|
| 歯 科 | 日曜・祝日、盆（8/13～8/15）、 年末年始 9時～17時 | 合計 | 休日 | 盆 | 年末年始 |
| | | 682人 | 490人 | 66人 | 126人 |

当番診療所

| 診療科目 | 診 察 時 間 | 診療件数（令和2年度） |
|------|-------------------|-------------|
| 外 科 | 日曜・祝日、年末年始 9時～17時 | 4,279人 |

(21) 福岡市医療通訳コールセンター

外国人向けに医療に関する電話通訳サービスを提供

| 対応時間 | 対応言語 | 電話番号 |
|-----------|------|--------------|
| 24時間・365日 | 19言語 | 092-733-5429 |

(22) 地方独立行政法人 福岡市立病院機構〔平成22年4月1日設立〕

福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

施設概要

| 区 分 | 福岡市立こども病院 | 福岡市民病院 |
|-----------|--|--|
| 所在地 | 東区香椎照葉五丁目1-1 | 博多区吉塚本町13-1 |
| 開 設 | 昭和55年9月（平成26年11月移転新築） | 平成元年5月 |
| 規 模 | 6階建 敷地面積 35,000㎡ 延床面積 28,411.33㎡ | 地上8階、敷地面積 6,028.78㎡ 地下1階建 延床面積 15,906.17㎡ |
| 病 床 数 | 一般病床 239床 | 一般病床 200床 感染症病床 4床 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療部門 ・2次救急、一般診療機関で診断・治療が困難な概ね15歳以下の小児患者の高度・専門的な診断・治療 ・周産期部門 地域周産期母子医療センターの認定を受け、胎児に起因するハイリスク妊婦症例の高度・専門的な診断・治療 | <ul style="list-style-type: none"> ・急性期病院として脳神経・脳卒中センター、ハートセンター、ICU、SCU、CCU等を設置し地域に不足する高度救急医療を提供 ・癌・腎臓・肝臓・消化器・代謝疾患・脊椎外科・糖尿病等に関する、専門的医療を提供 ・第二種感染症指定医療機関 |
| 診療科目 | 総合診療科、アレルギー・呼吸器科、小児神経科、腎疾患科、内分泌・代謝科、血液・感染免疫科、こころの診療科、小児感染免疫科、放射線科、産科、胎児循環器科、新生児科、麻酔科、集中治療科、循環器科、心臓血管外科、小児外科、整形・脊椎外科、リハビリテーション科、形成外科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、脳神経外科、小児歯科 | 内科、消化器内科、肝臓内科、糖尿病内科、腎臓内科、脳神経内科、循環器内科、感染症内科、外科、消化器外科、肝臓外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、眼科、救急科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科 |
| 職員数（正規職員） | 医師・歯科医師 77人 事務職等 24人 看護師・助産師 448人 医療技術職 69人 計 618人 | 医師 56人 事務職 22人 看護師 250人 医療技術職 69人 計 397人 |

（注）職員数（正規職員）は、令和3年5月1日現在の数

利用状況（令和2年度）

| | | | |
|---------|----|---------|---------|
| 延患者数 | 入院 | 68,540人 | 58,411人 |
| | 外来 | 85,840人 | 48,133人 |
| 1日平均患者数 | 入院 | 187.8人 | 160.0人 |
| | 外来 | 353.3人 | 197.3人 |
| 病床利用率 | | 78.6% | 78.4% |

(23) 高齢者福祉施策

| 事業名 | 事業概要 | 令和2年度実績等 |
|--------------------|---|--|
| 老人クラブ活動費等助成 | 生きがい・健康づくりに役立つスポーツ、レクリエーション活動等の老人クラブが行う活動等に対する助成 | 741クラブ |
| 高齢者創作講座 | 老人福祉センターで人形、陶芸、編物等の創作を行う。 | 参加者 延2,066人 |
| シニア教室 | 60歳以上の高齢者が特技や知識をお互いに教え習い合う（月2～4回程度）。老人福祉センター、老人いこいの家で実施 | 参加者 延35,773人 371教室 |
| 全国健康福祉祭参加費助成 | 全国健康福祉祭福岡市選手団の参加費を助成する。 | 令和3年度に延期 |
| 敬老祝品等 | 多年にわたり社会の発展に寄与してきた100歳を迎える方々に敬老の意を表し、敬老祝品を贈呈する。 | 敬老祝品 390人 |
| 外国人高齢者給付金 | 大正15年4月1日以前生まれの外国人等高齢者に月額1万円を交付（ただし、年金受給者、生活保護受給者及び一定の所得を有する者等を除く。） | 6人 |
| 介護支援ボランティア事業 | 65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行うとポイントが付与され、たまったポイントを換金又は寄附することができる事業を実施する。 | 実活動者 722人 登録施設 511施設 ※令和2年12月31日現在 |
| 高齢者乗車券（地下鉄、バスなど）交付 | 70歳以上で介護保険料所得段階が1～5段階の人に年額12,000円以内、同6・7段階の人に8,000円以内の交通費助成を行う。 | 交付数 157,379人 |
| 介護予防教室 | 65歳以上で要介護状態となるおそれがある人を対象に、自宅のできる運動、口腔体操、認知症予防の講話等を実施する。 | 利用者数 192人 |
| 訪問型介護予防事業 | 65歳以上で介護保険のサービスを利用していない人（通所が困難な人）を対象に、専門スタッフの訪問による介護予防のための指導相談・助言をする。 | 利用者数 3人 |
| 生き生きシニア健康福岡21 | 各区保健福祉センターや公民館などで、認知症予防教室や健康づくり・介護予防をテーマとした講座を実施する。 | 利用者数 21,562人 |
| 緊急通報システム | 65歳以上の一人暮らしの高齢者等に対し緊急通報装置を設置することにより急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。 | 4,653台 |
| 声の訪問 | 65歳以上の一人暮らしの高齢者で定期的に安否の確認を行う必要がある人に、電話相談員が毎日1回安否確認を行い、各種相談に応じる。 | 687人 |
| 日常生活用具の給付 | 65歳以上の一人暮らし等の高齢者に対して、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。緊急通報システム、声の訪問加入時に、低所得で電話（回線・電話機）を保有していない高齢者に対し、電話（回線・電話機）を貸与する。 | 給付数合計 91件 |
| おむつサービス | 要介護度3、4、5の高齢者等でおむつが必要な人に、おむつを配送し、その費用の一部を助成する。 | 令和2年度末時点 利用者数 5,508人 |

| 事業名 | 事業概要 | 令和2年度実績等 |
|-------------------|--|---|
| 食の自立支援・配食サービス事業 | 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で虚弱等により食の自立が困難な者に昼食を有料で提供する。(平成29年度より一部地域を除き廃止) | 1,046食 |
| 生活支援ショートステイ | 65歳以上の要介護・要支援以外の高齢者に対し、家族の不在等によりショートステイを利用する場合の費用の一部を助成する。 | 登録者数 5人 |
| 生活支援ハウス運営事業 | 退院可能であるが、自宅での受入れが困難で社会的入院をしている高齢者などに対し、居住機能、介護支援機能、交流機能を総合的に提供する。 | 3施設、定員30名 |
| 寝具洗濯乾燥消毒サービス | 65歳以上の要介護度3、4、5の高齢者で寝具の洗濯乾燥消毒等の支援が必要な人に対し、洗濯乾燥消毒サービスを提供し、その費用の一部を助成する。 | 令和2年度末時点 利用者数 54人 |
| 移送サービス | 65歳以上の要介護度4、5で座位が保てない人に対し、医療機関等を利用するための移動費用の一部を助成する。 | 利用者数 71人 |
| あんしんショートステイ | 65歳以上の要介護・要支援の高齢者に対し、介護者の入院等により、介護保険の限度日数を超えてショートステイを利用する場合の費用の一部を助成する。 | 登録者数 2,778人 |
| 認知症の人の見守りネットワーク事業 | 認知症の人が所在不明になったとき、早期に発見保護できるよう、警察などの関係機関とのネットワーク整備、登録制度、検索システム事業、メール配信事業を推進する。 | 登録者数 1,021人 検索システム 54人 メール配信 839人 |
| 日常生活自立支援事業 | 判断能力の低下した高齢者や障がい者等の地域での生活を支援する。(福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類などの預かりサービス) | 令和2年度末契約者数 379人 |
| 認知症高齢者家族介護者支援事業 | ・認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時や介護疲れて休息が必要な時に、認知症の人の介護経験等があるボランティア(やすらぎ支援員)が認知症の人の自宅を訪問する。 ・福岡市市民福祉プラザにて、認知症介護相談を実施する。 | やすらぎ支援員訪問件数 213件 認知症介護相談件数 22件 |
| 介護実習普及センター | 福岡市市民福祉プラザにて、介護に関する講習会のほか、高齢者障がい者対応のモデルルームや約1,600点の福祉用具の展示、相談などの事業を行う。 | 利用者数 8,841人 |
| 安心情報キット | 一人暮らし高齢者などの地域での見守りや災害時に支援が必要な方に、緊急連絡先等を記載するキットを配付し、災害時や緊急時の万一の備えとするもの。 | 2,211件 |
| 見守り推進プロジェクト | 孤立死防止を目的として①福岡見守り隊の結成(通報の協定企業)②見守りダイヤルの設置(異変の通報を受け、現場で安否確認を行う)③出張講座(孤立死防止等の啓発のため講師を無料で派遣)④見守りサービス登録事業(民間の見守りサービスをHP等で紹介)を実施。 | ①協定企業 21社 ②通報件数 266件 ③出張講座 4件 ④登録サービス 5件 |
| 住宅改造相談助成 | 身体機能の低下した65歳以上の高齢者のいる世帯に対し、住宅改造に要する費用の一部を助成する。 また、住宅改造に関する相談にも応じる。 | 助成 126件 |

- (注) 1. 予算は令和3年度当初予算
2. 登録者数は令和3年3月末現在

24) 地域包括支援センター〔平成18年4月開設、27年4月増設〕

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談や、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援する地域の中核拠点として、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）を市内に57センター設置

25) 働く人の介護サポートセンター〔平成28年7月開設〕

働く人が介護に直面した場合でも、離職せずに両立して働き続けるための情報提供やアドバイスをし、不安を解消することを目的として、福岡市役所地下1階に「働く人の介護サポートセンター」を設置

【開設時間】月・水・金曜日正午～午後8時、日曜日午前10時～午後6時

26) 介護保険

市民が介護や支援を必要とする状態となっても、その有する能力を活かし、地域において尊厳と生きがいを持って、自立した日常生活を営むことができるよう、共同連帯の理念に基づく市民相互の支え合いにより、必要な保健医療及び福祉サービスを総合的に提供する。

制度概要

| 対象者 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 |
|-------------|--|--|
| | | 65歳以上の人 |
| サービス利用の対象者 | ・要介護者（介護給付） ・要支援者（予防給付） | 脳血管疾患等の加齢に起因する疾病により要介護または要支援状態になった者 |
| 保険料賦課及び徴収方法 | 市町村が徴収 ・所得段階別保険料 ・年金額が年額18万円以上は原則特別徴収（年金天引き）となり、それ以外は普通徴収（納付書・口座振替等） | 医療保険者が医療保険料に介護分を加算して徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付 ・健康保険 標準報酬×介護保険料率 ・国民健康保険 所得割、均等割、世帯割で算定 |

福岡市の第1号被保険者の介護保険料

| 所得段階 | 対 象 者 | 比率 | 保険料(年額) |
|-------|--|------|----------|
| 第1段階 | 生活保護、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.25 | 18,675円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下 | 0.40 | 29,880円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える | 0.70 | 52,289円 |
| 第4段階 | 市民税課税世帯かつ、本人は市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.90 | 67,229円 |
| 第5段階 | 市民税課税世帯かつ、本人は市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える(基準額) | 1.00 | 74,699円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下 | 1.10 | 82,169円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が125万円超200万円未満 | 1.30 | 97,109円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満 | 1.60 | 119,518円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満 | 1.80 | 134,458円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満 | 2.00 | 149,398円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満 | 2.20 | 164,338円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満 | 2.40 | 179,278円 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上 | 2.50 | 186,748円 |

※保険料の減額制度：第2～3段階で保険料の納付が困難な場合、次の要件を満たすときは、申請により保険料が第1段階相当額に減額される。

- ①世帯の年間収入が1人世帯：120万円、2人世帯：180万円（以降世帯員1人増毎に＋50万円）以下
- ②世帯全員の預（貯）金等の合計額が①の基準額の2倍以下
- ③別世帯の市民税課税者に扶養されていないこと、また生計を共にしていないこと
- ④居住用以外の土地、建物を有していないこと（活用することが困難であると認められるものは除く）

利用者負担

介護保険サービスの利用者負担額は原則1～3割（食費、居住費は別途負担）。一か月の利用者負担額（世帯合算額）が次の額を超えた場合は、高額介護（介護予防）サービス費が支給される。

※福岡市介護予防・日常生活支援総合事業でも、高額介護予防サービス費相当の事業を実施。

| 利用者負担段階区分 | 利用者負担上限額 |
|-------------------|---|
| 現役並み所得者Ⅲ(※1) | 世帯140,100円 |
| 現役並み所得者Ⅱ(※2) | 世帯93,000円 |
| 一般世帯・現役並み所得者Ⅰ(※3) | 世帯44,400円 |
| 世帯全員市民税非課税 | 世帯24,600円（ただし、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人や老齢福祉年金受給者は個人15,000円） |
| 生活保護受給者 | 個人15,000円 |

(注) 利用者負担上限額を15,000円、24,600円に下げることによって生活保護を必要としなくなる世帯は、上限額を下げる場合がある。

(※1) 世帯に、課税所得690万円以上の65歳以上の人がいる。

(※2) 世帯に、課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の人がいる。

(※3) 世帯に、市民税課税の人がいる。(ただし、上記※1 ※2を除く)

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

一年間（8月1日～翌年7月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の利用者負担額を世帯で合算し、一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により支給される。

※福岡市介護予防・日常生活支援総合事業でも、高額医療合算介護予防サービス費相当の事業を実施。

介護サービスの内容

| | |
|-----------|---|
| 在宅サービス | <ul style="list-style-type: none">○訪問系サービス 訪問介護、介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導○通所系サービス 通所介護、介護予防型通所サービス、生活支援型通所サービス、（介護予防）通所リハビリテーション○短期入所サービス （介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護○その他 （介護予防）特定施設入居者生活介護、福祉用具の貸与や購入費の支給、住宅改修費の支給 |
| 施設サービス | <ul style="list-style-type: none">○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）○介護老人保健施設（老人保健施設）○介護療養型医療施設（介護療養病床等）○介護医療院 |
| 地域密着型サービス | <ul style="list-style-type: none">○（介護予防）認知症対応型通所介護○（介護予防）認知症対応型共同生活介護○（介護予防）小規模多機能型居宅介護○地域密着型通所介護○夜間対応型訪問介護○地域密着型特定施設入居者生活介護○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護○看護小規模多機能型居宅介護 |

(27) 福岡市障がい者差別解消条例〔平成31年1月施行〕

〔施行規則 平成31年1月施行〕

障がいを理由とする差別をなくし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して制定。

(28) 区障がい者基幹相談支援センター〔平成29年4月開設〕

障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、障がいのある方やそのご家族から、暮らしに関する相談や障がい福祉サービスの利用などに関する相談を受け付ける一次相談窓口として、区障がい者基幹相談支援センターを市内14センター設置。

(29) 障がい者（児）福祉施策

| 事業名 | 事業概要 | 令和2年度実績等 |
|-----------------|--|-------------------------------------|
| 自立支援医療（更生医療）の給付 | 手術等（血液透析等）により障がいを軽減、除去するための医療費の給付 | 受給者証所持者 5,106人 |
| 日常生活用具の給付 | 在宅障がい者（児）に日常生活を営むのを容易にする用具を給付 | 延 25,097件 |
| 補装具費の支給 | 障がい者（児）に必要な補装具費を支給 | 延 2,855件 |
| 重度障がい者医療費助成 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度(A)判定、精神障害者保健福祉手帳1級の者の保険診療による医療費の自己負担分を助成(所得制限有) | 23,888人 |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | ヘルパーが訪問し、家事・介護等のサービスを提供する。障がい支援区分1以上の障がい者及びこれに準じる障がい児 | 延 1,321,265時間 |
| 手話通訳者の派遣 | 聴覚障がい者が公的機関、医療機関等に赴く時、意思疎通が困難な場合 | 通訳者 66人 延 1,984件 |
| 移動支援 | 一人での外出が困難な障がい者・児が、公的機関や医療機関等に赴く場合に、ヘルパーが付き添い、外出の支援を行う。 | 延 128,572時間 |
| 特別障がい者手当等 | 常時特別の介護を要する重度・重複障がい者(所得制限有)、特別障がい者手当(20歳以上)27,200円/月(令和2年度) | 延 16,481人 |
| 市の福祉手当 | 身体障がい者(児)1級 知的障がい者(児)重度 在宅者 20千円/年、入所者 15千円/年 | 19,806人 |
| 心身障害者扶養共済制度 | 障がい者（児）の保護者が死亡等の場合年金を支給 月額20,000円(1口加入)、40,000円(2口加入) | 加入者 506人 受給者 542人 (令3.3末現在延数) |
| 自動車運転免許取得の助成 | 障がい者が就労等のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成 所得制限等有 | 48人 |

| 事業名 | 事業概要 | 令和2年度実績等 |
|-------------------|--|-----------------------|
| 自動車改造費の助成 | 身体障がい者が就労等に伴い、自動車を取得して改造する費用の一部を助成 所得制限等有 | 23人 |
| 住宅改造相談・助成 | 視覚障がい1・2級及び肢体障がい1・2・3級の一部の世帯 玄関、台所、浴室、便所等の改造 | 28人 |
| タクシー料金の助成 | 在宅重度障がい者で市民税非課税世帯 1人1枚500円のタクシー券を年間最大55枚配布 | 7,505人 |
| 訪問入浴サービス | 自宅で入浴困難な重度障がい者に移動入浴車を派遣 | 延 4,343回 |
| 福祉電話の貸与 | 18歳以上で1・2級の外出困難な身体障がい者に電話を貸与するとともに、通常の電話を利用できない聴覚・音声・言語障害者にファックスを貸与する。 所得制限有 | 利用者数 72人 ※ファックスを含む |
| 声 の 訪 問 | 18歳以上で1・2級の外出困難な身体障がい者に、電話相談員が定期的に安否確認を行い、各種相談に応じる。 | 利用登録者数 13人 |
| 緊急通報システム | 18歳以上で1・2級の身体障がい者に対し、緊急通報装置を設置することにより急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。 | 契約者台数 121人 |
| 短期入所 | 保護者等が疾病等により一時的に介護できない場合に障がい者・児を保護する（宿泊を伴う）。障がい支援区分1以上の障がい者及びこれに準じる障がい児 | 延 84,376日 |
| 要約筆記者の派遣 | 聴覚障がい者等で手話を理解できない人が、公的機関や障がい者団体等が主・共催する大会、会議等に参加する際派遣（個人派遣も可） | 延 169人 |
| ろうあ者相談員及び手話通訳者の設置 | ろうあ者からの各種の相談を受け、諸手続などを指導、援助 | 相談件数 延 6,704件 |
| 障がい者相談支援事業 | 在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用等の支援、そのほか各種の相談を総合的に行う。 | 3,472人 |

| 事業名 | 事業概要 | 令和2年度実績等 |
|--------------------|--|----------|
| 障がい者就労支援センターの設置 | 障がい者の就労や職場定着を促進するため本人・家族・企業等の相談に応じ障がい者の就労面と生活面の双方から総合的に支援する。 | 就職者数 68人 |
| 在宅酸素療法者に対する電気料助成事業 | 身体障がい者のうち、在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者等を対象に、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部を助成 所得制限あり 2,000円/月 | 425人 |
| 公共交通機関費用助成 | 重度障がい者に対し、福祉乗車券(定額のICカード等)または、福祉乗車証(地下鉄無料パス)のいずれかを交付する。 所得制限あり。助成金額：福祉乗車券は年間最大12,000円 福祉乗車証は地下鉄無料パスを交付 | 18,181人 |

(30) 身体障害者手帳・療育手帳等交付状況 (令和3年3月末現在)

(単位：人)

| | | | | | | | |
|-----------------|---------------------------|-------|-------|---------------------------|-------|-------|--------|
| 身障手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
| | 18,057 | 7,814 | 7,001 | 11,826 | 3,810 | 3,602 | 52,110 |
| 療育手帳 | A | | | B | | | 合計 |
| | 5,167 (うち満18歳以上 4,037) | | | 7,731 (うち満18歳以上 5,141) | | | 12,898 |
| 精神障害者 保健福祉手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 | | | |
| | 952 | 9,908 | 7,337 | 18,197 | | | |

(31) ときめきプロジェクト

「障がい者が作った商品が身近にあふれるまち」を目指し、障がい者施設の商品力及び販売力を強化し、工賃の向上を図るとともに、魅力的な障がい者施設の商品や作品に関し、市民に情報を発信するため、商品販売会やPRイベントなどを実施する。

(32) 障がい者ボウリング大会 (福岡都市圏共同事業)

平成2年に開催された第26回身体障害者スポーツ大会を記念し、開催する。

第27回福岡都市圏障がい者ボウリング大会 令和4年2月開催

(33) 福岡市障がい者スポーツ大会

本市における障がい者スポーツの振興と充実を図るため開催する。

開催時期 令和3年10月、11月

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度中止

開催場所 博多の森陸上競技場、福岡市総合体育館

(34) 国民年金

制度の概要 (令和3年度)

| | | |
|------------------|---------------|--|
| 被 保 険 者 | 第 1 号 | 自営業者、学生、無職の人などで厚生年金保険に加入していない人 |
| | 第 2 号 | 厚生年金保険に加入している人 |
| | 第 3 号 任意加入 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 ①60歳以上65歳未満の人 ②60歳未満の被用者年金老齢給付受給者 ③20歳以上65歳未満の在外邦人 ④65歳以上70歳未満で受給資格期間が不足している人 |
| 年 金 給 付 | 老齢基礎 | 40年納付で月額65,075円 (10年<平成29年7月までは25年)以上納付で65歳から支給) |
| | 障害基礎 | 月額 1級：81,343円 2級：65,075円 |
| | 遺族基礎 | 月額 83,800円 (子が1人いる妻または夫の場合) |
| | | 付加年金、寡婦年金、死亡一時金 (第1号、任意加入被保険者のみ) 厚生年金保険等は報酬比例の年金を基礎年金に上乗せ支給する。 |
| 保険料 | | 月額 定額保険料：16,610円 付加保険料：400円 |

(注) 1.市町村で行う事務は、第1号被保険者に関する届出や申請等の受理及び国への報告等であり、保険料は直接国 (厚生労働省) が収納する。

2.平成27年10月1日から「被用者年金一元化法」により、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一された。

福岡市の受給権者数 (令和3年3月末)

| | |
|--------|----------|
| 老齢基礎年金 | 317,613人 |
| 障害基礎年金 | 23,312人 |
| 遺族基礎年金 | 2,518人 |

(35) 医療費助成制度

| 事業名 | 事業概要 | 令和2年度実績等 (令和3年度予算) |
|--------------|--|--------------------------|
| 子ども医療費助成 | 中学校3年生までの児童の保険診療による医療費（中学生は入院医療費のみ）の自己負担分（一部負担有）を助成 | 199,935人 (50億3,153万円) |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のない児童の保険診療による医療費の自己負担分（一部負担有）を助成（所得制限有） | 27,814人 (9億822万円) |
| 重度障がい者医療費助成 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度(A)判定、精神障害者保健福祉手帳1級の者の保険診療による医療費の自己負担分を助成（所得制限有） | 23,888人 (38億3,307万円) |

(注) 令和3年7月から、子ども医療費助成の通院医療費について、助成対象年齢を中学校3年生まで拡大する。

(36) 国民健康保険

| 区分 | 医療分保険料率 | 支援分保険料率 | 介護分保険料率*2 |
|---------------------|----------|----------|-----------|
| 所得割 (50%)*1 | 7.72% | 3.12% | 3.17% |
| 均等割 (30%) 1人につき | 21,814円 | 8,352円 | 10,139円 |
| 世帯割 (20%) 1世帯につき | 21,574円 | 8,260円 | 7,875円 |
| 賦課限度額 | 630,000円 | 190,000円 | 170,000円 |

(注) ※1. 令和2年中の基礎控除後の総所得金額等に各所得割料率を乗じて算出する。

※2. 介護分保険料率は介護第2号被保険者について適用する。

給付内容

| | | |
|----------|-------------------|----|
| ア 一部負担割合 | 小学校就学前 | 2割 |
| | 小学校就学後～70歳未満 | 3割 |
| | 70歳以上 | 2割 |
| | (70歳以上で現役世代並み所得者) | 3割 |

イ 高額療養費

1人の被保険者について、同じ診療月内（1日～末日）に、1つの医療機関で、医療費の一部負担金が高額になったとき、申請し、審査による支給決定後、表の自己負担限度額を超えた分が支給される。（その他、一定要件を満たした場合に支給）

(70歳未満の人)

| 所得区分 | 基礎控除後の 総所得金額 | 自己負担限度額 | |
|----------|-------------------|-------------------------------------|----------|
| | | 過去12ヶ月の高額該当3回まで | 4回目以降 |
| 上位所得者 | 901万円超 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
| | 600万円超 901万円以下 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | 93,000円 |
| 一 般 | 210万円超 600万円以下 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | 44,400円 |
| | 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| 市民税非課税世帯 | | 35,400円 | 24,600円 |

(70歳以上75歳未満の人)

| 所得区分 | 自己負担限度額 | |
|----------------------------|--|------------------------------------|
| | 個人単位 (外来のみ) | 世帯単位 |
| 現役並み 所得者Ⅲ ^{*1} | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉 ^{*7} | |
| 現役並み 所得者Ⅱ ^{*2} | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉 ^{*7} | |
| 現役並み 所得者Ⅰ ^{*3} | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉 ^{*7} | |
| 一 般 | 18,000円 ^{*6} | 57,600円 〈44,400円〉 ^{*7} |
| 低所得Ⅱ ^{*4} | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ ^{*5} | 8,000円 | 15,000円 |

(注) ※1. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が690万円以上の人がいる場合

※2. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が380万円以上690万円未満の人がいる場合

※3. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が145万円以上380万円未満の人がいる場合

※4. 国保の世帯全員が市民税非課税の場合

※5. 国保の世帯全員が市民税非課税で税の所得額が0円の場合（年金所得は控除額を80万円として計算）

※6. 年間限度額は144,000円（令和2年8月1日から令和3年7月31日まで、1年ごとに計算）

※7. 過去12か月以内に自己負担限度額を越えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は〈 〉の金額となる

ウ 入院時食事療養費・入院時生活療養費

入院した時の食事代は、他の医療費とは別に定額（食事療養標準負担額）を負担し、残りが入院時食事療養費として支給される。

また、療養病床に入院する場合は、医療費とは別に食費・居住費を定額（生活療養標準負担額）負担し、残りが入院時生活療養費として支給される。

| 所得区分 | | 一般病床等 ^{*8} | 療養病床 ^{*11} | |
|--|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | 食事代 | 食費 ^{*12} | 居住費 |
| 現役並み所得者 ^{*1} 上位所得者 ^{*2} 一般 ^{*3} | | 460円 ^{*9} | 460円 ^{*13} | 370円 (指定難病患者は0円) |
| 市民税非課税世帯 低所得Ⅱ ^{*4} | 90日まで の入院 ^{*7} | 210円 | 210円 | |
| | 90日を 超える入院 ^{*7} | 160円 ^{*10} | | |
| 低所得Ⅰ ^{*5} | | 100円 | 130円 | |
| 境界層該当者 ^{*6} | | — | 100円 | 0円 |

- (注) ※1. 国民健康保険(70歳以上)の場合で、医療費の自己負担割合が3割の人
 ※2. 国民健康保険(69歳まで)の場合で、基礎控除後の総所得金額が600万を超える人
 ※3. 現役並み所得者、上位所得者、市民税非課税世帯、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ、境界層該当者以外の人
 ※4. 国保の世帯全員が市民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)
 ※5. 国保の世帯全員が市民税非課税で、各種収入から必要経費・控除(年金収入は80万円)を差し引いた税の所得額が0円の人
 ※6. 平成29年10月以降の入院で、食費と居住費の自己負担額を食費100円、居住費0円に減額すれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる方
 ※7. 過去12ヵ月に標準負担額の減額認定の適用を受けて入院した日数
 ※8. 精神病床、結核病床、感染症病床および65歳未満の療養病床含む
 ※9. 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び平成28年4月1日においてすでに1年を超えて精神病床に入院している患者については260円
 ※10. 160円の適用を受けるには申請が必要
 ※11. 65歳以上の方のみ対象
 ※12. 市民税非課税世帯、低所得Ⅱ、低所得Ⅰで、入院医療の必要性の高い患者については一般病床等の食事代と同額が自己負担
 ※13. 一部医療機関では420円

エ 高額介護合算療養費

一年間に支払った医療費と介護保険の自己負担額を世帯で合算し、一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により払い戻される。

| 所得区分 ^{*1} (70歳未満の人) | 自己負担 限度額 | 所得区分 (70歳以上75歳未満の人) | 自己負担 限度額 | |
|---------------------------------|-------------|------------------------|--------------------|----------|
| 901万円超 | 2,120,000円 | 現役並み所得者Ⅲ ^{*2} | 2,120,000円 | |
| 600万円超901万円以下 | 1,410,000円 | 現役並み所得者Ⅱ ^{*3} | 1,410,000円 | |
| 210万円超600万円以下 | 670,000円 | 現役並み所得者Ⅰ ^{*4} | 670,000円 | |
| 210万円以下 | 600,000円 | 一 般 | 560,000円 | |
| 市民税非課税世帯 | 340,000円 | 市民税 非課税世帯 | 低所得Ⅱ ^{*5} | 310,000円 |
| | | | 低所得Ⅰ ^{*6} | 190,000円 |

- (注) ※1. 基礎控除後の総所得金額により区分
 ※2. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が690万円以上の人がいる場合
 ※3. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額380万円以上690万円未満の人がいる場合
 ※4. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額145万円以上380万円未満の人がいる場合
 ※5. 国保の世帯全員が市民税非課税の場合
 ※6. 国保の世帯全員が市民税非課税で税の所得額が0円の場合（年金所得は控除額を80万円として計算）

オ 出産育児一時金 404,000円

産科医療補償制度に加入する医療機関等の管理下で出産（死産を含み22週以降のものに限る）した場合16,000円を加算する。

カ 葬祭費 30,000円

キ はりきゅう費 被保険者1人につき1日1回1,000円
月8回助成

概 況

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-------|-----------|-----------|
| 被保険者数 | (月平均) | 313,989人 | 310,100人 |
| 被保険者世帯数 | (月平均) | 215,335世帯 | 214,900世帯 |
| 加入率 | (%) | 20.10 | 19.83 |
| 人 口 | (%) | 26.42 | 26.21 |
| 世 帯 | (回) | 9.81 | 11.00 |
| 年間1人当たり受診回数 | (円) | 33,644 | 32,704 |
| 費用額 1件当たり | (円) | 330,148 | 359,811 |
| 1人当たり | | | |

(注) 令和2年度：実績、令和3年度：当初予算（加入率は、3月31日現在登録人口世帯に対する割合）

(37) 後期高齢者医療制度

| | | |
|-------|------------------------------------|---------------------------|
| 被保険者 | 75歳以上の人 | |
| | 65歳以上75歳未満で、一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人 | |
| 保 険 料 | 所 得 割 | 令和2年中の基礎控除後の総所得金額等の10.77% |
| | 均 等 割 | 55,687円 |
| | 賦課限度額 | 640,000円 |

給付内容

ア 一部負担割合

| | |
|---------|----|
| 一 般 | 1割 |
| 現役並み所得者 | 3割 |

(注) 同じ世帯で市民税課税所得145万円以上の被保険者がいる場合、原則として、現役並み所得者となる。

同一月医療費の自己負担限度額超過分は高額療養費を支給し、入院時の食費等の自己負担額は定額の標準負担となる。

イ 高額療養費及び入院時食事療養費・入院時生活療養費自己負担限度額

| 負担区分 | 外来＋入院（世帯単位） | |
|----------|---|------------------------|
| | 外来（個人単位） | |
| 現役並み所得者Ⅲ | 252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% [140,100円]*4 | |
| 現役並み所得者Ⅱ | 167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% [93,000円]*4 | |
| 現役並み所得者Ⅰ | 80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% [44,400円]*4 | |
| 一般 | 18,000円*3 | 57,600円 [44,400円]*4 |
| 区分Ⅱ*1 | 8,000円 | 24,600円 |
| 区分Ⅰ*2 | | 15,000円 |

(注) ※1. 区分Ⅱ 世帯全員が市民税非課税の世帯に属する方（区分Ⅰ以外の方）

※2. 区分Ⅰ 世帯全員が市民税非課税かつ各種収入から必要経費・控除（年金収入は80万円）を差し引いた所得が0円の世帯に属する方等

※3. 年間限度額は144,000円

※4. [] は、過去12か月以内に世帯単位で払戻しを受けた場合の4回目以降の限度額

食事代・食費（1食当たり）、居住費（1日当たり）

| 負担区分 | | 一般病床 | 療養病床 | | | |
|------------|-----------|------|----------|------|--------------|------|
| | | | 右に該当しない方 | | 入院医療の必要性の高い方 | |
| | | | 食事代 | 食費 | 居住費 | 食費 |
| 現役並み所得者、一般 | | 460円 | 460円* | 370円 | 460円* | 370円 |
| 区分Ⅱ | 90日までの入院 | 210円 | 210円 | 370円 | 210円 | 370円 |
| | 90日を超える入院 | 160円 | | | 160円 | |
| 区分Ⅰ | | 100円 | 130円 | 370円 | 100円 | 370円 |
| | 老齢福祉年金受給者 | | 100円 | | | 0円 |

(※) 一部医療機関では420円

ウ 高額介護合算療養費

1年間（所定の期間）に支払った後期高齢者医療と介護保険の自己負担額を世帯で合算し、一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により払い戻される。

エ 葬祭費 30,000円

オ 後期高齢者健康診査 自己負担500円

制度の運営

| | |
|--|--|
| 福岡県後期高齢者医療広域連合が行う主な業務 | 市（区）で行う主な業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・資格の管理 ・保険料の決定 ・医療を受けたときの給付 ・健康診査 ・保険財政の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収・相談 ・申請や届出の受付 ・保険証の交付 |

福岡県後期高齢者医療広域連合〔平成19年3月設立〕

福岡県内の全市町村で設立した特別地方公共団体

所在地 博多区千代四丁目1-27

議員 定数34人（うち福岡市3人）

対象者数

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------------------|-----------|-----------|
| 被保険者数（人） ^{*1} （A） | 157,696 | 159,080 |
| 人口（人） ^{*2} （B） | 1,596,953 | 1,616,351 |
| 人口比（％）（A）/（B） | 9.9 | 9.8 |

（注）※1. 各年度4月1日現在 広域連合調べ

※2. 各年度4月1日現在 福岡市推計人口

(38) 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団〔昭和48年2月設立〕

所在地 中央区荒戸三丁目3-39（市民福祉プラザ内）

事業内容

○社会福祉施設の管理運営

障がい福祉サービス事業所、児童発達支援センター、療育センター（2か所）、心身障がい福祉センター、医療型児童発達支援センター、福岡市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）

○福祉事業の運営

障がい者就労支援センター、発達障がい者支援センター、早良区第1障がい者基幹相談支援センター、強度行動障がい者集中支援事業（障がい者地域生活・行動支援センターか〜む）等

(39) 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

〔昭和26年12月設立、昭和40年4月法人格取得〕

所在地 中央区荒戸三丁目3-39（市民福祉プラザ内）

事業費 （令和3年度予算）17億3,585万円

（うち市補助金6億5,695万円、委託料2億2,639万円）

事業内容 住民参加型の地域福祉活動の推進、校区社協の育成・指導、生活福祉資金の貸付、福祉バスの運営、市民福祉プラザの運営、ボランティアセンターの運営、ボランティア活動振興基金の運用、地域保健福祉振興基金事業、ファミリー・サポート・センターの運営、死後委任事務に関する事業、日常生活自立支援事業等

ボランティアセンター〔昭和54年5月開設〕

事業内容 ボランティア活動の開発普及、研修・育成・援助、情報収集・提供、調査研究、相談、連絡調整等

登録ボランティア（令和3年3月末現在）

218グループ（5,567人）、個人1,247人

ボランティア活動振興基金〔昭和56年4月設置（運用開始昭和57年4月）〕

基金額（令和3年3月末現在）6億5,326万円

(40) 公益社団法人 福岡市シルバー人材センター〔昭和58年6月設立〕

事業概要 会員は60歳以上（入会年度内に60歳になる人を含む）企業、官公庁等から仕事（駐輪場の管理、植木、大工等）を引き受け会員に紹介する。

所在地 事務局 博多区千代一丁目25-15

支部 東、博多、中央、南、城南、早良、西

会員数 6,726人（令和3年3月末現在）

就業人員 延494,775人（令和2年度）

契約金額 22億8,895万円（令和2年度）

市助成 補助金7,965万円（令和3年度当初予算）

2 住宅都市

(1) 都市計画区域及び市街化区域、市街化調整区域 (単位：ha)

| 区 分 | 面 積 |
|---------------|--------|
| 令和3年4月 都市計画区域 | 34,082 |
| (市街化区域) | 16,372 |
| (市街化調整区域) | 17,710 |

(2) 地域地区 (令3.4.1現在)

ア 用途地域 (単位：ha)

| 区 分 | 面 積 |
|--------------|--------|
| 総 数 | 16,372 |
| 第一種低層住居専用地域 | 4,088 |
| 第二種低層住居専用地域 | 10 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 2,410 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 345 |
| 第一種住居地域 | 3,338 |
| 第二種住居地域 | 1,570 |
| 準住居地域 | 166 |
| 近隣商業地域 | 333 |
| 商業地域 | 1,484 |
| 準工業地域 | 2,011 |
| 工業地域 | 574 |
| 工業専用地域 | 43 |

(注) 福岡市においては田園住居地域を都市計画決定していない。

※四捨五入しているため、合計と合わないものがある。

イ その他の地域地区 (令3.4.1現在) (単位：ha)

| 区 分 | か所 | 面積 | 区 分 | か所 | 面積 |
|--------------------------|---------------|-------|----------|----|-------|
| 特 別 用 途 地 区 | 2 | 2,162 | 風 致 地 区 | 12 | 441.3 |
| 高 度 地 区 | 第一種15メートル高度地区 | — | 駐車場整備地区 | 4 | 632 |
| | 第二種15メートル高度地区 | — | 臨 港 地 区 | 1 | 808.7 |
| | 第一種20メートル高度地区 | — | 特別緑地保全地区 | 71 | 117.5 |
| | 第二種20メートル高度地区 | — | 生産緑地地区 | 11 | 2.50 |
| | 小 計 | — | 流通業務地区 | 1 | * 80 |
| 高 度 利 用 地 区 | 12 | 18.2 | | | |
| 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 | 防 火 地 域 | — | | | |
| | 準 防 火 地 域 | — | | | |
| | 小 計 | — | | | |
| | | 2,675 | | | |

(注) ※は一部粕屋町を含む。

(3) 地区計画

地区住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じて、道路、公園などの地区施設や建築物等に関する制限などのルールを都市計画として定め、これに沿って開発や建築行為を規制・誘導することにより、良好な市街地環境の形成・保全を図るもの。

また、低・未利用地などにおいては、再開発等促進区を定め、道路、公園などの公共空間を整備することにより、建築物の容積率等に関する制限を緩和するなど、良好なプロジェクトを誘導し、土地の高度利用と都市機能の増進を図っている。

地区計画決定地区 133地区 約1,466.3ha（令3.4.1現在）

（うち、再開発等促進区を定めた地区計画決定地区16地区 約101.6ha）

(4) 都市計画マスタープランの活用

地域の住民がまちづくりに取り組むにあたっては、一人ひとりが地域のまちづくり活動に主体的に取り組むことが重要である。都市計画マスタープランは、このような地域のまちづくりに向けての基礎となるもので、その他都市計画に関する事項とあわせ、積極的な情報の提供を行うなど、住民主体のまちづくりの支援の一環として、地元説明会や勉強会等の場で活用している。

(5) 都心部の機能強化と魅力づくり

都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント（中央ふ頭・博多ふ頭）において、国の支援制度や民間活力を活用しながら、感染症対応シティを目指し、都市開発の誘導・支援を進めるとともに、来街者が安心して楽しく回遊できる快適で質の高い歩行者空間の創出など、地区間相互の連携を高め、国際競争力のある都心づくりに取り組む。

(6) 天神ビッグバンの推進

天神地区において、航空法高さ制限の緩和や市独自の規制緩和等により、民間活力を最大限に引き出しながら、耐震性が高く、ウィズコロナ、ポストコロナにも対応した先進的なビルへの建替えを促進し、より国際競争力が高く、安全安心で魅力的なまちづくりを進める。

(7) 博多コネクティッドの推進

博多駅周辺地区において、交通基盤の拡充とあわせ、規制緩和等により、耐震性が高く、ウィズコロナ、ポストコロナにも対応した先進的なビルへの建替えを促進し、周辺地区との回遊性や都市機能の向上を図り、多くの人が訪れる九州の陸の玄関口である博多駅の活力と賑わいを周辺地区につなげていく。

(8) ウォーターフロント地区再整備の推進

ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、再整備の事業内容の見直しを検討するなど、社会経済情勢の変化等に適切に対応しながら市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組む。

(9) 都心部交通対策の推進

マイカーから公共交通への転換や自動車交通の削減・抑制を図るため、交通マネジメント施策などを推進する。

(10) 快適で高質な都心回遊空間の創出事業

都心部の各地区を結ぶ回遊空間において、地区ごとの特性に応じ、水辺や歴史などの既存資源を活かしながら、市民や来訪者が安心して楽しく回遊できるよう、花やみどり、憩いと賑わいがつながる、快適で質の高い歩行者空間の創出に取り組む。

(11) 地域主体のまちづくりの推進

地域の特性や課題に応じたまちづくりを計画的・総合的に推進するため、地域の主体的なまちづくり活動等を支援する。

活動費助成地区（令和3年度予定） 全市3地区

(12) 市街化調整区域における定住化対策

市街化調整区域の活性化に寄与するため、定住化促進に係る地域の取組みに対する支援を行う。

(13) 自動車専用道路の検討

福岡前原道路路船寺インターのフルインター化について、調査・検討を行う。

(14) 都市景観形成の推進

景観法に基づく福岡市景観計画及び都市景観条例、並びに屋外広告物法、屋外広告物条例及びピンクちらし等の根絶に関する条例に基づき、次の施策を推進する。

○景観計画区域内における建築等の景観誘導

届出件数 大規模建築物等 281件（令和2年度）
都市景観形成地区内の建築物等 54件
（令和2年度）

○都市景観形成地区の指定及び景観協定の認可

指定地区 シーサイドももち、御供所、天神（明治通り・渡辺通り）、香椎副都心（千早）、アイランドシティ
香椎照葉、元岡、はかた駅前通り、承天寺通り

認可地区 香椎照葉七丁目戸建住宅第1地区
香椎照葉七丁目戸建住宅第2地区
香椎照葉六丁目集合住宅第1地区

- 景観づくり地域団体の認定及び活動支援
認定団体 御供所まちづくり推進協議会（平成6年認定）、
唐津街道姪浜まちづくり協議会（平成22年認定）
- 福岡市都市景観賞による表彰〔昭和62年度開設〕
表彰件数 西南学院大学図書館（第28回大賞）など215件
（令3.4.1現在）
- 彫刻のあるまちづくり〔昭和58年度開始〕
設置彫刻 ヘンリー・ムーア作品など25点（令3.4.1現在）
- ラッピングバスや広告付きバスシェルター等の広告デザイン審査
- 屋外広告物適正化の推進
屋外広告物許可 許可個数49,662個（令和2年度）
路上違反広告物対策 除却数8,987枚（令和2年度）
市民との共働による路上違反広告物対策
路上違反広告物追放登録員制度 登録状況 81団体、
1,605人（令3.4.1現在）

(15) 地下鉄七隈線沿線まちづくり

地下鉄七隈線沿線における良好な市街地の形成と西南部地域における新たな拠点の形成を図る。

令和3年度計画 沿線地区におけるまちづくりの誘導・支援及び、拠点地区における面的整備や施設の複合化に対する地元合意形成の促進。延伸区間（天神南～博多）においては、関係機関や沿線の地元、エリアマネジメント組織などと連携を図り、魅力あるまちづくりを推進

(16) 都市高速鉄道（環状型）調査

南部方面への対応として、博多駅地区との結節を考慮しつつ、地域の将来的なまちづくりとあわせて調査・検討を進める。

(17) 地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化

貝塚駅における乗継ぎの解消や鉄道ネットワークの充実など鉄道利便性の向上を図るために、地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化を目指す。

(18) 生活交通支援事業

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づき、バス路線の休廃止に伴い新たに公共交通空白地となる地域における代替交通の確保を行うとともに、公共交通が不便な地域における地域が主体となった生活交通確保の取組みへの支援を行う。

(19) 公共交通バリアフリー化促進事業

「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、鉄道駅のバリアフリー化整備や、ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助を行い、公共交通のバリアフリー化を促進する。

(20) 自動車等の保有状況

自動車登録台数（各年度末現在） （単位：台）

| 区 分 | 総 数 | 貨物 自動車 | 乗合 自動車 | 乗用 自動車 | 特殊 用途車 | 大型 特殊車 | 小型 二輪車 |
|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平成30年度 | 539,619 | 57,781 | 2,592 | 447,749 | 11,123 | 1,502 | 18,872 |
| 令和元年度 | 542,190 | 58,131 | 2,642 | 449,673 | 11,187 | 1,285 | 19,272 |
| 令和2年度 | 544,784 | 58,344 | 2,568 | 451,171 | 11,190 | 1,485 | 20,026 |

軽自動車、原動機付自転車台数（各年度末現在） （単位：台）

| 区 分 | 総 数 | 軽自動車 | | 小型特殊自動車 | 原動機付自転車 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 内四輪 | | |
| 平成30年度 | 319,597 | 221,447 | 206,336 | 2,308 | 95,842 |
| 令和元年度 | 319,702 | 223,550 | 208,249 | 2,399 | 93,753 |
| 令和2年度 | 322,138 | 226,932 | 211,133 | 2,351 | 92,855 |

（注）1. 非課税車両（官公署所有分）を含む。2. 原動機付自転車はミニカーを含む。

(21) 交通対策

バス専用レーン（令2.4.1現在）

| 区 分 | 専用レーン | 優先レーン | バス専用道路 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 区 間 数 | 30 | 15 | 3 | 48 |
| 延 長 | 60.8km | 21.8km | 0.6km | 83.2km |

中央線変移規制（午前7:00～9:00、日曜・祝日を除く）

（令2.4.1現在）

| 区 分 | 区 間 | 延長（m） |
|--------|-------|-------|
| 福岡筑紫野線 | 井尻～宝町 | *50 |

（注）※は春日市を中心とする実施区間（井尻～宝町）のうち市内の区間

(22) 市施行済土地区画整理事業

(単位：㎡、百万円、%)

| 事業名 | 施行面積 | 都市計画 決定年月日 | 認可 年月日 | 換地処分 年月日 | 事業費 | 減歩率 | |
|------|-----------|---------------|-----------|-------------|--------|-------|-------|
| | | | | | | 公共 | 保留地 |
| 戦災復興 | 3,286,850 | 昭21.10.24 | 昭22. 1.27 | 昭47. 2.22 | 1,192 | 19.10 | 0.60 |
| 平尾 | 1,627,232 | 昭25. 7. 5 | 昭28. 7. 8 | 昭39.11.12 | 306 | 13.20 | 22.60 |
| 博多駅 | 2,669,831 | 昭31. 4. 9 | 昭33. 3. 7 | 昭48. 6.16 | 11,315 | 14.60 | 3.83 |
| 寺塚 | 1,805,179 | 昭34. 2.21 | 昭36. 3.30 | 昭43. 2.13 | 979 | 15.89 | 12.48 |
| 塩原 | 1,539,191 | 昭43.11. 6 | 昭47. 3.21 | 昭62. 1. 5 | 34,798 | 14.64 | — |
| 姪浜 | 557,246 | 昭63.12.15 | 平元.10.16 | 平15. 3.31 | 50,300 | 14.50 | — |
| 筥崎 | 278,323 | 平 4. 1.17 | 平 4. 9.14 | 平23. 3.31 | 49,800 | 11.81 | — |
| 伊都 | 1,304,477 | 平 8.10.14 | 平 9. 9.18 | 平27. 3.16 | 40,700 | 20.80 | 7.50 |

(注) 戦災復興土地区画整理事業の施行者は市長である。

(23) 組合施行土地区画整理事業 (施行済)

(単位：地区、ha)

| 施行者 | 地区数 | 施行面積 |
|----------|-----|--------|
| 土地区画整理組合 | 47 | 約2,111 |

※令和3年3月末現在、施行中3地区。

(24) 市街地再開発事業 (施行済)

(単位：㎡、百万円)

| 事業名 | 施行者 | 施行面積 | 認可年月日 | 事業費 | 再開発ビル用途 | 公共施設整備 |
|-------------|--------|--------|-----------|--------|---------------------|-------------------|
| 清川一丁目地区※ | 市 | 5,828 | 昭41. 8.25 | 1,096 | 店舗、住宅、 駐車場等 | 道路1本 |
| 渡辺通地区第1種 | 市 | 22,424 | 昭49.10.23 | 23,189 | ホテル、商業、 業務、駐車場等 | 道路4本、広場、 地下道2本 |
| 西新地区第1種 | 市 | 11,081 | 昭51. 7.28 | 8,870 | 商業 | 道路2本、 地下道1本 |
| 高宮地区第1種 | 市 | 19,341 | 昭58.12.27 | 14,300 | 商業、住宅等 | 道路5本、 駐車場、広場 |
| 千代地区第1種 | 市 | 12,620 | 昭60. 3.28 | 11,300 | 業務、商業 | 道路5本、広場 |
| 住吉一丁目地区第1種 | 個人 | 42,000 | 平 4. 8.28 | 75,500 | 商業、ホテル、 業務、劇場等 | 道路2本 |
| 天神地区第1種 | 市 | 11,662 | 平 4. 3. 4 | 41,953 | 商業、業務、 ホール | 道路2本 |
| 下川端地区第1種 | 組合 | 28,400 | 平 4. 7.29 | 97,800 | 商業、ホテル、 美術館、業務等 | 道路3本、 駐車場 |
| 下川端東地区第1種 | 組合 | 8,100 | 平 7. 2.20 | 37,100 | 劇場、業務、 商業等 | 道路3本 |
| 薬院大通り西地区第1種 | 都市再生機構 | 4,089 | 平14. 5.16 | 7,547 | 商業、業務、住宅、 公益的施設等 | 地下鉄施設、 駐輪場 |

(注) ※は、市街地改造法に基づく市街地改造事業

(25) 優良建築物等整備事業（民間施行）（単位：㎡、人、百万円）

| 事業名 | 事業期間 | 施行面積 | 権利者数 | 用途 | 事業費 |
|-------------|--------|-------|------|-----------|-------|
| 竹丘町一丁目地区 | 昭62～平3 | 1,913 | 22 | 店舗付共同住宅 | 1,344 |
| 元町二丁目地区 | 平4～7 | 1,055 | 11 | 住宅、店舗、駐車場 | 868 |
| 天神一丁目第2地区 | 平7～12 | 2,130 | 49 | 業務、店舗、駐車場 | 4,502 |
| 唐人町一丁目西地区 | 平9～11 | 2,086 | 17 | 住宅、店舗、駐車場 | 2,238 |
| 唐人町一丁目西第2地区 | 平10～12 | 1,510 | 14 | 住宅、店舗、駐車場 | 1,332 |
| 御供所地区 | 平12～14 | 6,959 | 2 | 住宅、店舗、駐車場 | 3,169 |
| 唐人町商店街東地区 | 平14～18 | 3,033 | 38 | 住宅、店舗、駐車場 | 3,160 |

(26) 玄界島復興事業（施行済）

| | |
|------|--------------------------------------|
| 施行主体 | 福岡市、一部福岡県 |
| 施行面積 | 約7.4ha |
| 施工期間 | 平成17～19年度 |
| 総事業費 | 約71億円 |
| 主な事業 | 小規模住宅地区改良事業 |
| 整備内容 | 公共基盤(道路、公園) 賃貸集合住宅115戸（うち県営住宅50戸） |

(27) 東部広域拠点整備（香椎）

| 区分 | 香椎駅周辺 土地区画整理事業 |
|---------|-------------------|
| 施行主体 | 福岡市 |
| 施行面積 | 約20.7ha |
| 都市計画決定 | 平成9年11月17日 |
| 事業認可公告 | 平成11年10月28日 |
| 施行期間 | 平成11～令和8年度 |
| 総事業費 | 534億円 |
| 施設整備 | 道路、公園等 |
| 権利者数 | 約1,100人 |
| 平均減歩率 | 9.54% |
| 令和3年度事業 | 清算金、商業支援等 |

(28) 九州大学学術研究都市づくり

本市西部における活力創造拠点の形成を図るため、九州大学学術研究都市構想の推進に向けて、九州大学伊都キャンパス周辺のまちづくりに取り組む。

(29) 跡地のまちづくり

九州大学箱崎キャンパス跡地について、関係者と連携・協力して、良好な市街地の形成と多様な都市機能の導入を図り、地域拠点にふさわしいまちづくりに取り組む。

| 区分 | 貝塚駅周辺 土地区画整理事業 |
|---------|---------------------|
| 施行主体 | 福岡市 |
| 施行面積 | 約23.4ha |
| 都市計画決定 | 令和 2年 6月29日 |
| 事業認可公告 | 令和 3年 3月29日 |
| 施行期間 | 令和2～令和10年度（清算期間を除く） |
| 総事業費 | 49億円 |
| 施設整備 | 道路、公園等 |
| 権利者数 | 19人（事業認可時） |
| 平均減歩率 | 31.74% |
| 令和3年度事業 | 測量、設計等 |

また、青果市場跡地や簗子小学校跡地、冷泉小学校跡地、こども病院跡地等について、土地を所管する部局と連携し、地域をはじめ福岡市の魅力向上につながる跡地活用の早期実現に向けて取り組む。

(30) 公園緑地

(単位：㎡)

| 区 分 | | 令和2年度末 | | 令和3年度末見込 | | |
|---|-----------------------|---------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| | | 園数 | 面 積 | 園数 | 面 積 | |
| 総 数 | | 1,694 | 14,320,404 | 1,698 | 14,333,292 | |
| 市 営 | 総 数 | 1,687 | 9,413,009 | 1,691 | 9,425,897 | |
| | 住 基 幹 公 園 | 幼 児 公 園 | 654 | 218,893 | 656 | 219,279 |
| | | 街 区 公 園 | 710 | 1,582,365 | 712 | 1,582,219 |
| | | 近 隣 公 園 | 74 | 1,200,231 | 74 | 1,200,231 |
| | | 地 区 公 園 | 9 | 466,671 | 9 | 466,671 |
| | 都 基 幹 公 園 | 総 合 公 園 | 7 | 2,168,306 | 7 | 2,168,306 |
| | | 運 動 公 園 | 6 | 1,012,069 | 6 | 1,024,717 |
| | 特 殊 公 園 | 風 致 公 園 | 12 | 817,849 | 12 | 817,849 |
| | | 歴 史 公 園 | 3 | 29,899 | 3 | 29,899 |
| | | 植 物 公 園 | 1 | 146,757 | 1 | 146,757 |
| | | 墓 園 | 3 | 599,658 | 3 | 599,658 |
| 都 市 緑 地 | 184 | 947,219 | 184 | 947,219 | | |
| 緑 道 | 24 | 223,092 | 24 | 223,092 | | |
| 県 営 | 総 数 | 5 | 720,540 | 5 | 720,540 | |
| | 近 隣 公 園 | 1 | 31,000 | 1 | 31,000 | |
| | 地 区 公 園 | 1 | 51,616 | 1 | 51,616 | |
| | 総 合 公 園 | 2 | 468,017 | 2 | 468,017 | |
| | 風 致 公 園 | 1 | 169,907 | 1 | 169,907 | |
| 国 営 | 大 規 模 公 園 | 1 | 4,159,105 (662,105) | 1 | 4,159,105 (662,105) | |
| 市 民 緑 地 | | 1 | 27,750 | 1 | 27,750 | |
| 市 民 一 人 当 た り 面 積 | 合 計 | 8.93 | | 8.88 | | |
| | 市 営 公 園 | 5.87 | | 5.84 | | |
| | 県 営 公 園 | 0.45 | | 0.45 | | |
| | 国 営 公 園 | 2.59 | | 2.58 | | |
| | 市 民 緑 地 | 0.02 | | 0.02 | | |

(注) ()内は国営公園計画区域内で市が設置・管理している公園区域面積で内数

(注) 平成29年度法改正により、平成30年度から市民緑地も公園緑地として算定

(31) **かなたけの里公園**〔平成24年6月開園〕

自然と農業が守られてきた金武地域の特徴を活かし、市民が自然や農業と直接ふれあえるレクリエーション、リフレッシュの場を創出するとともに、金武地域の振興・活性化に寄与する場とする。

所在地 西区大字金武

計画面積 約12.7ha 管理面積 11.5ha

事業年度 体験畑、花畑、芝生広場、せせらぎ、分区園（平成25年9月供用開始）

(32) **アイランドシティ中央公園**〔平成19年4月1日全面開園〕

アイランドシティの街づくりのコンセプトである環境共生・健康福祉医療・コミュニティに基づき、新たな都市のシンボルとなる総合公園として整備。平成17年秋に「第22回全国都市緑化ふくおかフェア」の会場として利用された。

所在地 東区香椎照葉四丁目及び五丁目

面積 計画面積15.6ha 管理面積19.4ha

主な施設 「ぐりんぐりん」（緑の体験学習施設）、多目的広場、グリーナリー、国際交流庭園

(33) **西南杜の湖畔公園**

自然樹林地や溜池、既存の公園などを活かした西南部地区の総合公園として整備する。

所在地 城南区七隈六丁目、梅林三丁目、干隈二丁目

計画面積 計画面積19.2ha 管理面積12.2ha

事業年度 平成9～23年度

主な施設 球技場1面、野球場1面、テニス競技場（コート4面）

(34) **東平尾公園**

福岡空港東側丘陵地一帯の国有地を主体に総合公園を設置平成7年「ユニバーシアード福岡大会」のメイン会場

所在地 博多区東平尾公園一丁目及び二丁目外

面積 計画面積95.3ha 管理面積88.1ha

総事業費 約302億円、事業年度 昭和50年度～平成9年度

主な施設 (市営) 陸上競技場1面、補助競技場1面、球技場1面、野球場3面、テニス競技場（コート20面、内センターコート1面）、弓道場1か所、ユニバーシアード記念の杜、冒険コーナー、駐車場、展望台等
(県営) 総合プール、スポーツ科学情報センター

(35) **海の中道海浜公園**（国営公園）〔昭和56年10月一部供用開始〕

自然の生態系を尊重し、現在の地形や緑の保全を基本とし、さらに積極的に自然環境の創出を図り、北部九州を中心とする広域圏域の住民を対象とする海浜自然レクリエーションの場として整備する。

所在地 東区大字奈多～大字西戸崎
計画面積 539.4ha (昭和50年5月17日都市計画決定)
開園面積 約349.7ha (令3.4.1現在)
主な施設 西口広場、水辺の広場、大芝生広場、動物の森、野鳥の森、子供の広場、サンシャインプール、いこいの森 (青少年海の家等)、文化施設群エリア (ホテル、マリナー、海洋生態科学館等)、四季の森、光と風の広場 (デイキャンプ場)、サイクリング道路、野外劇場、環境共生の森、海の松原、博多湾パノラマ広場、森の池エリア等

令和3年度事業費 20.5億円

令和3年度主な事業 海の中道駅周辺再整備、玄界灘海浜部 (D地区) 整備、駐車場再整備等

利用状況 (令和2年度) 約131.6万人

入園料 大人 (15歳以上) 450円 中学生以下無料
シルバー (65歳以上) 210円

海洋生態科学館 (マリンワールド海の中道) [平成元年4月開館]

[平成29年4月12日リニューアルオープン]

海洋生物と海洋環境を取り入れた全国レベルの規模と国際レベルの質をもった施設を目指し、市民をはじめ多くの人々にレクリエーションや教育の場を提供する。

所在地 海の中道海浜公園リゾートエリア内

面積 延床面積 21,400㎡

建設費 約110億円

建設主体 国土交通省、都市再生機構、福岡市の共同建設
リニューアル事業費 約34億円

管理運営 (株)海の中道海洋生態科学館

主要施設 滝と緑のセンターガーデン、九州の外洋 外洋大水槽、ショープール、阿蘇 水の森、レストラン等

利用状況 (令和2年度) 約52.5万人

入館料 大人2,350円 小中学生1,100円 シニア1,880円
幼児 (3歳以上小学生未満) 600円

(36) 福岡市雁の巣レクリエーションセンター [昭和46年10月開設]

所在地 東区大字奈多

面積 66ha (海の中道の国有地を無償借受け)

施設 野球場11面、硬式野球場2面、ソフトボール場5面 (うちスタンド付1面)、少年野球場、球技場6面、多目的グラウンド3面 (1面は屋根付全天候型)、サイクリングコース、レジャー農園、テニスコート4面

(37) 月隈北緑地パークゴルフ場〔平成11年8月開設〕

ボールが飛び上がらないように安全性に配慮した、子どもからお年寄りまで気軽に楽しめるニュースポーツの場として整備

所在地 博多区月隈三丁目、月隈六丁目

規模 約2ha

(38) 河畔公園

| | | | |
|-----|------------------|--------------------|-----------------------------|
| 区分 | 室見川緑地 室見川河畔公園 | 多々良川緑地 多々良川河畔公園 | 那珂川河川緑地 那珂川緑地 那珂川河畔公園 |
| 区間 | 室見橋～金武 | 名島～多々良 | 百年橋～塩原、 横手～警弥郷 |
| 延長 | 6.7km | 2.0km | 3.5km |
| 幅員等 | 幅員約10m | 幅員約8m | 幅員約8m |

(39) 運動公園

| | | | |
|------------------------|--|-------------------------------------|---|
| 区分 | 西部運動公園 | 桧原運動公園 | 今津運動公園 |
| 所在地 | 西区大字飯盛 | 南区桧原5丁目外 | 西区今津 |
| 計画面積 (管理面積) | 約 12.0ha(11.1ha) | 約 17.0ha(13.6ha) | 約 33.0ha(32.0ha) |
| 事業年度 | 昭和53～平成2年度 | 昭和59～平成13年度 | 昭和55～平成7年度 (平成14～令和3年度) |
| 併用開始 | 昭54.4 | 平5.12(一部) | 平4.4 |
| 総事業費 | 約28億円 | 約147億円 | 約70億円(約32億円) |
| 主な施設 <>内は 拡張予定部分 | 野球場1面、憩いの森、 テニスコート10面、 芝生広場、球技場等 | 自由広場、 多目的広場、 テニスコート7面、 野球場 | 体育館、芝生広場、 球技場2面、多目的グラウンド (野球・ソフトボール場)、 テニスコート18面、 クラブハウス等、野球場 |

(40) 動植物園

| | | |
|-------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 区分 | 動物園 | 植物園 |
| 所在地 | 中央区南公園1-1 | 中央区小笹五丁目1-1 |
| 面積 | 10.3ha | 10.2ha |
| 開設 | 昭和28年8月 | 昭和55年6月 |
| 展示数 (令3.4.1現在) | 102種427点 | 野外1,400種 約16万本 温室1,240種 約3万本 |
| 利用状況 | 有料184,445人、無料432,297人(令和2年度) | |
| 入園料 | 一般600円 生徒300円 | |

(注) 入園料は中学生以下、障がい者並びにその介護者及び福岡市、北九州市・熊本市・鹿児島市居住の65歳以上の人等は無料

(41) **友泉亭公園**〔昭和56年4月開設〕

宝暦4年（1754年）、筑前黒田家六代藩主継高公が別荘として設けた「友泉亭」を、池泉回遊式の日本庭園を中心とする歴史公園として整備。平成10年3月福岡市名勝に指定

所在地 城南区友泉亭、中央区笹丘一丁目 面積 1.1ha

事業費 7億5,400万円

主な施設 本館（大広間、和室、茶室）、別棟（茶室）、野点広場、池泉、四阿（あずまや）

(42) **松風園**〔平成19年7月開設〕

昭和初期に建設された「松風庵」や新たに増築された和室を中心とした、趣のある日本庭園として整備

所在地 中央区平尾三丁目 面積 0.24ha

事業費 約10億円

主な施設 茶室棟（茶室、和室）、日本庭園、野点広場

(43) **築水園**〔平成7年8月開設〕

明治時代に建てられた別荘の跡地を池泉回遊式の日本庭園として整備

所在地 博多区住吉二丁目、住吉三丁目 面積 0.29ha

事業費 約25億円

主な施設 茶室棟（茶室、和室）、土蔵、博多堀、池泉

(44) **セントラルパーク構想推進事業**

都心に近い貴重な緑地空間である大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となり、人々に感動を与えるような公園づくりを進める。

○舞鶴公園概要

所在地 中央区内

都市計画決定 平成26年9月29日（当初昭和23年11月29日）

計画面積 46.9ha 管理面積 39.5ha

事業年度 昭和22年度～

主な施設 国指定史跡福岡城跡及び鴻臚館跡、
平和台陸上競技場、球技場、野球場、
テニスコート3面、広場、花壇等

令和3年度事業 ・高等裁判所跡地の整備（用地取得等）等

(45) 霊園

(単位：ha、区画)

| 区 分 | 所在地 | 都市計画決定 | 開園 | 面積 | 墓所数 |
|--------|---------|-----------|--------|------|----------------------|
| 平尾霊園 | 南区平和四丁目 | 昭25. 3.31 | 昭30.10 | 21.7 | 4,223 (うち、合葬式墓所1) |
| 三日月山霊園 | 東区大字香椎 | 昭50.10.25 | 昭56. 7 | 21.4 | 2,469 |
| 西部霊園 | 西区大字羽根戸 | 昭57.12.23 | 平 2. 9 | 16.9 | 4,086 |

(46) 緑化推進事業

| 区 分 | 事業内容 |
|--------|---|
| 緑化推進事業 | 公共空間緑化 緑化協議・指導 街路緑化 |
| | 都心緑化推進 緑化協議・指導 民有地緑化助成* |
| 緑化啓発事業 | 都市緑化推進行事 緑化フェア等への参加 緑化コンテスト・広報PR* |
| | 姉妹都市交流庭園事業 日本庭園の建設支援等 |
| | 一人一花運動 市民・企業による花壇づくりの支援（公園・地域花づくり事業）等 緑のコーディネーター制度* 地域の森づくり・地域の花づくり助成* |

(注) *は緑のまちづくり協会事業

公共施設緑化 植樹実績 (各年度末現在)

(単位：高木(本)、低木・地被類(m²))

| 年度 | 街 路 | | 公 園 | | 学校その他の 公共施設 | | 合 計 | |
|------|-----|--------|-------|--------|----------------|--------|-------|--------|
| | 高木 | 低木・地被類 | 高木 | 低木・地被類 | 高木 | 低木・地被類 | 高木 | 低木・地被類 |
| 30年度 | 37 | 637 | 433 | 25,222 | 551 | 14,853 | 1,021 | 40,712 |
| 元年度 | 49 | 44 | 448 | 25,990 | 57 | 2,237 | 554 | 28,271 |
| 2年度 | 78 | 1,193 | 1,241 | 13,699 | 118 | 3,087 | 1,437 | 17,979 |

(47) 公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会

事業 都市緑化推進事業、都市緑化基金の造成、公園・街路樹の管理運営等、収益事業

(48) 緑地保全事業

| | | |
|------------|----------|--------------------------|
| 用地購入 | | 平和北特別緑地保全地区他（令和3年度予定） |
| 保全事業 | 保存樹 | 剪定・治療費補助、樹木医診断制度、損害賠償保険等 |
| | 特別緑地保全地区 | 税補助金、危険箇所工事、維持管理 |
| | 緑地保全林地区 | 税補助金 |
| 民有緑地保全強化対策 | | 特別緑地保全地区指定 |
| 市民緑地 | | 市民緑地設置、維持管理 |

緑地保全実績（令3.4.1現在）

（単位：ha）

| 風致地区 | | 特別緑地保全地区 | | 緑地保全林地区 | | 市民緑地 | | 保存樹 | 緑地協定区域 （）内は協定締結実績 | |
|------|-------|----------|-------|---------|-----|------|-----|-------|----------------------|-----------------|
| 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 地区数 | 面積 | 本数 | 地区数 | 面積 |
| 12 | 441.3 | 71 | 117.5 | 18 | 3.4 | 1 | 2.8 | 1,767 | 15 (44) | 47.2 (223.8) |

(49) 公的資金による住宅建設等の状況（着工ベース）（単位：戸）

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------------|------------|-------------|------------|
| 市営住宅 （うち増築・改善等） | 373 （－） | 171 （－） | 292 （－） |
| サービス付き高齢者向け住宅 （うち増築・改善等） | 222 （－） | 106 (29) | － （－） |
| 住宅金融支援機構 | 176 | 348 | 279 |
| 都市再生機構 （うち増築・改善等） | － （－） | － （－） | － （－） |
| 合計 （うち増築・改善等） | 771 （－） | 625 (29) | 571 （－） |

（注）市営住宅の増築・改善等については、全面的改善事業（従後戸数）の実績

(50) 民間自力住宅建設状況（着工統計による数値）（単位：戸）

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|
| 15,941 | 12,619 | 12,485 |

（注）着工統計による数値

(5) 公的賃貸住宅供給状況等（着工ベース）

（単位：戸）

| 区 分 | | 令和元年度 建設 | 令和2年度 建設 | 管理戸数 (令3.4.1) | 令和3年度 計 画 | |
|--------|---------------|-------------|-------------|------------------|--------------|-----|
| 賃貸住宅 | 市営住宅 | 公営住宅（直接建設） | — | — | 9 | — |
| | | 木造 | — | — | 24 | — |
| | | 耐火2階 | — | — | 39 | — |
| | | 中高層 | — | — | 14,365 | — |
| | | 全面的改善 | 171 | 292 | 12,045 | 354 |
| | | 小計 | — | — | — | — |
| | 公営住宅（借上） | — | — | 44 | — | |
| | 改良住宅 | — | — | 4,482 | 168 | |
| | 再開発住宅 | — | — | 16 | — | |
| | コミュニティ住宅 | — | — | 140 | — | |
| 建替促進住宅 | — | — | 190 | — | | |
| 小計 | 171 | 292 | 31,354 | 522 | | |
| 分譲住宅 | 特定優良賃貸住宅 | — | — | 12 | — | |
| | 高齢者向け優良賃貸住宅 | — | — | 70 | — | |
| | サービス付き高齢者向け住宅 | 106 | — | 3,248 | 120 | |
| | 市住宅供給公社 | — | — | 137 (88+24) | — | |
| | 県営住宅 | 177 | 99 | 4,198 | — | |
| | 県住宅供給公社 | 118 | — | 4,092 (16) | — | |
| | 都市再生機構 | — | — | 28,546 (809) | — | |
| | 合 計 | 572 | 391 | 71,657 | 642 | |
| 分譲住宅 | 市住宅供給公社 | — | — | 12,699 (43) | — | |
| | 県住宅供給公社 | — | — | 3,908 | — | |
| | 都市再生機構 | — | — | 6,410 | — | |
| | 合 計 | 0 | 0 | 23,017 | 0 | |
| 総 数 | | 572 | 391 | 94,674 | 642 | |

(注) 1.上記表中の戸数は福岡市内分

2.特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅は、市・県住宅供給公社分を除く。

3.サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者向け優良賃貸住宅を除く。

4.サービス付き高齢者向け住宅の計画戸数は、福岡市高齢者居住安定確保計画における年間供給目標戸数

5.賃貸住宅のうち、市住宅供給公社の（ ）内は特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅で内数

6.賃貸住宅のうち、県住宅供給公社分の（ ）内は特定優良賃貸住宅で内数

7.賃貸住宅のうち、都市再生機構の（ ）内は高齢者向け優良賃貸住宅で内数

8.賃貸住宅のうち、市公社、都市再生機構は市公営借上分を除く。

9.分譲住宅の管理戸数欄は、分譲戸数累計（但し、市住宅供給公社分は着工ベース）

10.分譲住宅のうち、市公社の（ ）内は、敷地権を定期借地権としている住宅で内数

⑤ 市営住宅申込状況

| 区 分 | 公募戸数 | 申込者数 | 倍 率 |
|--------|------|--------|------|
| 平成30年度 | 960 | 10,064 | 10.5 |
| 令和元年度 | 927 | 10,044 | 10.8 |
| 令和2年度 | 924 | 9,122 | 9.9 |

(注) 申込状況は、公募の年度による。

⑥ 市営住宅整備事業

「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化が進行し居住水準が低い市営住宅について、建替事業や改善事業の実施により、ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化や災害に配慮した住宅を供給し、誰もが安全・安心に生活できる居住環境の整備を図る。

⑦ 特定優良賃貸住宅供給事業

ファミリー向けの良好な民間賃貸住宅の供給を誘導し、良質な住宅のストック形成、中堅所得者層の居住水準の向上等を図るため、市が建設費及び家賃の一部を助成する。(現在新規住宅建設の募集及び家賃の一部助成は行っていない。)

管理戸数(令3.4.1現在)

管理受託型(民間建設・民間法人管理) 12戸

直接管理型(公社建設・公社直接管理) 88戸

⑧ 雑用水道奨励補助制度

[平成15年12月1日雑用水道奨励補助金要綱改正、平成16年4月1日施行]

「福岡市節水推進条例」に基づき、水の循環利用による個別循環型雑用水道の設置費用の一部を補助する。

補助実績(令3.4.1現在) 11件

⑨ 香椎・臨海東地区住宅市街地総合整備事業

東部広域拠点及びアイランドシティ地区等において、住宅建設の支援や公共施設の整備を総合的に実施し、良好な住宅市街地の形成を図る。

整備地区 香椎駅前、千早、アイランドシティ 等

地区面積 408.1ha

事業期間 平成15年度～令和6年度

住宅計画戸数 9,450戸(民間事業者等)

公共施設計画 道路、公園、下水道、河川

令和3年度事業 街路、河川、住宅建設補助等

(57) まちなみのルールづくり支援事業

住宅市街地の良好な居住環境の保全・形成とともに、建築紛争の未然防止へ向け、地域特性に応じた住民自らの手による「まちなみのルール」（建築協定等）の普及・啓発及び策定へ向けた住民活動への支援等を行う。

建築協定制度 住民が主体となって建築物に関するルールを定めることにより、良好な住環境づくりを行うもの

協定の内容 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準

認可状況 82地区 協定区域面積248ha（令3.4.1現在）

(58) 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例

〔平成12年11月1日施行〕〔条例一部改正：平成19年7月1日施行〕

中高層建築物（高さ10m超）、ワンルーム形式集合建築物（2階以上で35㎡以下の住戸5以上）及び特定集合住宅（10戸以上の集合住宅）の建築に関し、建築主等が配慮すべき事項、建築計画等の周知の手續、本市が行う指導、建築紛争の調整及び調停に関する手續その他必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって市民の良好な近隣関係を保持するとともに、安全で快適な居住環境の保全及び形成に資することを目的とする。

(59) 福岡市福祉のまちづくり条例〔平成11年4月1日全面施行〕

福岡市福祉のまちづくり条例に基づく協議を行い、建築物の福祉整備を推進する。また、併せてバリアフリー法（平成18年12月20日施行）に基づく審査認定業務を行っている。

対象建築物

面積の制限なし：医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、自動車車庫、公衆便所、公益事業施設、官公庁舎、学校等施設、地下街

床面積2,000㎡以上：事業所、工場、共同住宅等、複合施設

令和2年度実績

条例に基づく適合証交付件数 233件（うち優良47件）

バリアフリー法に基づく認定件数 1件

(60) 福岡市民間建築物の吹付けアスベスト除去等対策事業

吹付けアスベストのおそれがある物質の分析調査や除去等工事を行う場合に、建築物の所有者等にその一部を補助する。

令和3年度予定 調査補助 10件

除去等補助 3件

(61) セーフティネット住宅入居支援事業

住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット機能強化を図るため、セーフティネット住宅への改修費補助、入居者負担低減などの経済的支援を行う「セーフティネット住宅入居支援事業」を実施する。

(62) 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業

高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する民間事業者等に対して、「建設費助成」と「家賃助成」を行うことにより、民間市場における高齢者向け賃貸住宅の供給促進を図る。(現在、新規住宅建設の募集は行っていない。)

管理戸数 (令3.4.1現在) 民間建設管理 70戸
公社建設管理 24戸

(63) サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業

バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす、サービス付き高齢者向け住宅の登録を推進するとともに、登録を前提とする国の建設補助制度等を事業者に対して広報・周知することにより、供給促進を図る。

登録戸数 (令3.4.1現在) 3,272戸

(64) 高齢者入居支援事業

緊急連絡先や保証人を確保できない高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住まいサポートふくおか」を実施する。また、一定の要件を満たす高齢者世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成する「高齢者世帯住替え助成事業」を実施する。

(65) 子育て世帯住替え助成事業

子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成する「子育て世帯住替え助成事業」を実施する。

(66) 第7次福岡県建築物安全安心実施計画の推進

建築規制の実効性を確保するため、確認・検査体制の充実・強化を図り、市民が安全で安心して住める建築物等の安全性の確保を目的として、福岡県内の特定行政庁と合同で策定した第7次福岡県建築物安全安心実施計画を推進する。

実施期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

推進すべき施策

- ①新築・増改築等に係る建築規制の実効性の確保
- ②既存建築物の安全性の確保及び向上
- ③違反建築物対策の徹底

(67) 空家等の適切な管理に関する条例〔平成29年4月施行〕

市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理に関し、管理不全空家等に対する措置その他必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(68) 宅地防災工事資金の融資制度〔昭和47年度開始〕

市長の防災勧告を受けた市民に対し、危険な宅地を改善するための資金を融資する。

融資実績（令3.4.1現在） 87件

(69) 狭あい道路拡幅整備事業〔平成17年度事業着手〕

安全で良好な市街地の形成と生活環境の向上を図るため、市民の理解と協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

対 象 幅員4m未満の市道で敷地後退がなされる用地
事業内容

①寄付の場合は、市で道路整備や測量・分筆などを行うとともに、塀などの支障物件について移設費の一部を助成する。

②自主管理の場合は、道路整備費を助成するとともに、翌年からの固定資産税及び都市計画税が非課税となる。

道路整備完了実績（令3.4.1現在） 684件 13,835m

(70) 建築物環境配慮制度推進事業〔平成19年10月事業着手〕

環境性能の優れた建物を建築しようとする動機付けや、快適で環境に与える負荷が少ない環境性能の優れた建物を求める市場の形成を目的とする、建築物環境配慮制度を推進する。

届出数（令3.4.1現在） 556件

(71) 共同住宅耐震診断費補助事業

共同住宅の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目指すことを目的として、耐震診断に要する費用の一部を補助する。

対象となる共同住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、3階建以上（予備診断は3階建以上5階建以下）、かつ延べ面積が1,000㎡以上のもの（店舗等の床面積が建築物全体の床面積の1/2未満のものを含む）

(72) ブロック塀等除却費補助事業

災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難路を確保し、震災に強い安全・安心のまちづくりを推進することを目的として、道路に面したブロック塀等の除却費用の一部を補助する。

対象となるブロック塀等

①高さが2.2mを超えるもの

②高さが1.2mを超え、控え壁がないもの

③高さが概ね1m以上で倒壊の危険性が高いもの

(73) 特定建築物耐震診断費補助事業

災害拠点病院・救急告示病院の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目指し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。

対象となる特定建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した病院（災害拠点病院、救急告示病院）で、3階建以上、かつ延べ面積が1,000㎡以上のもの

(74) 住宅耐震改修工事費補助事業

住宅の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目指し、耐震改修に要する費用の一部を補助する。

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した住宅で、以下の条件に該当するもの

①耐震改修促進法の認定を受けた共同住宅で、3階建以上、かつ延べ面積1,000㎡以上のもの

②建物全体又は1階部分のみを現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行う木造戸建住宅で、2階建以下のもの

(75) 木造戸建住宅耐震建替費補助事業

住宅の耐震化の促進及び災害に強いまちづくりを目指し、倒壊の可能性が高い住宅の建替に要する費用の一部を補助する。

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した2階建以下の木造住宅で、耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの

(76) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事費補助事業

不特定多数の方が利用する大規模建築物、避難弱者が利用する大規模建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目的として、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。

対象となる大規模建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した大規模建築物で以下の条件に該当するもの。

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建物
- ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建物

(77) 警固断層に着目した建築物の耐震対策の推進

福岡市建築基準法施行条例の一部改正〔平成20年10月1日施行〕

警固断層帯南東部に近い一定の区域において、新築・改築される

中高層の建築物の耐震性能の強化を誘導することにより、建築物の安全性及び都心機能の保全を図る。

「福岡市優良耐震プレート」交付

福岡市建築基準法施行条例に適合した建築物の所有者等にその旨を表す「福岡市優良耐震プレート」を交付する。

(78) 長期優良住宅認定制度〔平成21年6月開始〕

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がなされた住宅（長期優良住宅）を普及することで、良質な住宅ストックを将来世代に継承し、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図る。

認定を受けた場合の税の優遇措置

所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税

令和2年度認定戸数 861戸

(79) 低炭素建築物認定制度〔平成24年12月開始〕

都市の健全な発展に寄与するために二酸化炭素の発生を抑制することを目的として、低炭素建築物の普及促進を図る。

認定を受けた場合、所得税、登録免許税や容積率についての優遇措置がある。

令和2年度認定件数 77件

(80) 福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

〔平成27年4月開始〕

歴史的な建築物について、防火や避難等の安全性を検証した上で、歴史的価値を維持及び保存しつつ利活用を促すことで、良好な状態で文化的遺産を将来の世代に継承することを目的とする。

令和2年度登録件数 0件

(81) 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定制度

〔平成28年4月開始〕

建築物のエネルギー消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能向上の誘導を図る。

認定を受けた場合、容積率について優遇措置等がある。

令和2年度登録件数 3件

